

○柳川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催いたします。

お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、御手洗構成員が御欠席、澤岡構成員、藤波構成員が遅れての御出席となります。

それから、澤岡構成員、藤波構成員、藤森構成員はオンラインでの御出席ということになっております。

また、内閣府の田和事務次官が途中から御出席の予定です。

それでは、議事に入ります。

本日は、前半は前回の続きとして「高齢者の活躍」について、後半は「健康・福祉」の分野について議論を行います。途中退席の方がいらっしゃる関係上、資料5までの説明が終わったところで、一度質疑・意見交換を設けたいと思っております。

それでは、まず資料1、2について、事務局より御説明をお願いいたします。

○須藤企画官 内閣府企画官の須藤です。

私から、資料1について御説明をいたします。

現在の大綱に定められた数値目標の進捗状況につきまして、本日後半に議論をいただきます健康・福祉の分野に関する事項をまとめたものでございます。数値目標の達成状況が未達成となっている項目を中心に説明をいたします。

まず2ページの2番、健診受診率につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診率の落ち込みを受けまして、2022年時点で73.1%となっております。

次に、4の介護基盤の整備拡大量につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、サービスの利用者の減少や、事業者における人材確保が困難であったこと等によって、2022年度末時点で34万人分となっております。

次に3ページですが、7の介護離職者数につきましては、介護をしながら仕事をする人が大きく増加する中で、特に60歳以上の介護離職者が増えていることが影響して、2022年時点で10.6万人となっているところでございます。

次に、資料2について御説明をいたします。本日の議論に当たりまして、御議論いただきたい事項として大きく6点挙げております。

まず、前回からの続きの「高齢者の活躍」のテーマについて3点挙げております。

1点目は、高齢期においても、希望に応じて、また、その状況の変化に応じて、就業や地域・社会活動への参画に資するような多様な学習機会の提供の在り方についてであります。大学等におけるリカレント教育や、公民館等の社会教育施設を活用した取組など、デジタル活用に関するものをはじめ、ニーズに応じた多様な学習機会の充実をいかに図っていくか。また、この中には、高齢期に入る前から、必要な知識、経験等を身につけていけ

るような環境をどのようにつくっていくかといった観点も含めて御議論をいただければ幸いです。

2点目は、資産形成等の促進のための環境整備の在り方です。今年から新NISAの制度が施行されたところでありますが、このような制度等の普及や金融リテラシーの向上に資する金融経済教育の充実を含め、人生100年時代において、それぞれのライフプランやライフステージに応じて、安心して資産形成に取り組むことができる環境整備の在り方を挙げております。

3点目は、認知機能の低下に対応した資産の管理・運用等に係る支援の在り方です。金融機関における対応の在り方、行政や福祉等の関係機関との連携、また、デジタル技術を活用したサポートなど、高齢期において認知機能に変化があった場合にも、必要なサポートを受けながら適切に資産の管理・運用等ができるようにするための方策を挙げております。

次に、「健康・福祉」の分野について大きく3点挙げております。

1点目は、高齢社会に対応した医療・介護等の在り方です。高齢化の進展の状況など、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築や、今後2040年頃に向けて見込まれる介護ニーズの急増への対応も見据えた介護の担い手の確保、また、介護現場の負担軽減や効率化につながるDXに係る取組等を挙げております。

2点目は、仕事と介護の両立支援の在り方です。今後、さらなる介護ニーズの高まりが見込まれる中で、家族の介護に直面した労働者が離職をせずに仕事と介護の両立を実現するための支援の充実をいかに図っていくかという観点を挙げております。

3点目は、今後、高齢化の進展とともに認知症の増加が見込まれる中で、これに対応する施策や地域社会の在り方です。認知症に関する知識理解の普及、また、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができ、認知症の人を含め、全ての人が共生できる地域社会づくり、認知症の予防やリスク低減等に資する研究開発の推進等を挙げてございます。ぜひ幅広い観点から御議論いただければ幸いです。

私からの説明は以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料3について、文部科学省男女共同参画共生社会学習・安全課、安里課長より御説明をお願いいたします。

○安里課長 文部科学省でございます。

文部科学省における高齢者の学習・社会参加に関連する取組について御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

文部科学省において、学習や社会参加に関しては、社会教育施設における取組、それからリカレント教育について進めておりますので、それぞれ御説明したいと思います。

次のページをお願いいたします。

まずは、社会教育施設における取組を御紹介いたします。社会教育施設は、こちらに今見いただいているとおりでございますが、公民館、図書館、博物館など様々ございます。これらは、設置主体、目的などが様々でございますし、名称も、公民館と言ってもびんとこない方はもしかしたら地域では生涯学習センターと呼んでいるかもしれませんし、愛称をつけている事例などもございますが、いずれにせよ各地域における学びの場として、地域の実情に応じた様々な取組が実施されているところでございます。

次のページをお願いいたします。

例えば、公民館は、地域住民にとって身近な学びの場として、全国に1万3000館ほど設置されておりまして、各種講座や住民主体の活動など様々な活動が行われております。

次のページをお願いいたします。

こうした社会教育施設については、施設整備や事業に係る公的な財源は地域に移譲されておりまして、基本的に国が財政支援などを行っているものではございませんけれども、文部科学省では、例えば公民館については、今見いただいているものですが、事業内容や方法等、工夫を行って、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として、毎年、文部科学大臣表彰を実施するなどしまして、効果的な取組を促進しているところでございます。

例えば、このページの下の方に表彰事例を載せておりますが、令和4年度の第75回表彰で表彰された岡山県岡山市の京山公民館では、公民館を拠点に多様な組織や個人が協議会を構成しまして、高齢者や子育て世代等に「食」を通じた交流の場を提供する取組など、持続可能な地域づくりに取り組んでおります。

続きまして、6ページをお願いします。

事例をあと2つほどお持ちしております。例えば、こちらは愛媛県新居浜市の泉川公民館の事例でございます。こちらでは、地域の課題を地域自ら解決するまちづくりを目指しまして、公民館を中心にまちづくり協議会を設立し、様々な課題解決のための取組を実施しております。

次のページをお願いいたします。

千葉県船橋市の事例をお持ちしております。こちらは、公民館というと教育施設として教育委員会のほうで担当していることもありますが、市長部局と教育委員会、民間企業と連携をして、スマートフォンの使い方を学ぶ講座を公民館で実施するなど、地域住民の学習ニーズと社会的要請に対応した取組を行っているものでございます。

こういように、公民館は地域それぞれの実情に応じた学びの場として、あるいは地域住民の皆さんが自ら必要な学びを実践する場として、様々な形で活用されておりまして、文部科学省ではこれらの取組事例の周知等により、全国により効果的な取組が展開されるよう促しているところでございます。その他の社会教育施設についても同じように、好事例の周知や横展開等を図っているところでございます。

続いて、リカレント教育について御説明いたします。次のページをお願いいたします。

リカレント教育でございますけれども、我が国の少子高齢化の状況を受けまして、労働生産性の向上が喫緊の課題でございますので、全ての意欲のある社会人が活躍できる社会の実現に向けて、生涯を通じて学び続け、スキルや能力を向上させるリカレント教育の推進が一層重要になっていると認識しております。

こうした中、文部科学省では、大学等における社会人向けの実践的プログラムの開発や、リカレント教育推進のための学習基盤の整備を行おうということで、具体的な事業を3つほど御紹介したいと思います。

1つは、今見ていただいているところでございますが、高等教育機関ならではのリカレント教育のモデルを確立しようということで、産業界の人材育成の課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析やヒアリング等を行う調査研究を実施しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、今度は地域のニーズにしっかり対応していこうということで、地域における人材ニーズと大学等の教育コンテンツのマッチングや、リカレント教育に対する企業側の評価などの在り方の検討、それから、経営者向けのプログラムの開発を行うなど、地域でリカレント教育を継続的に推進するためのプラットフォームを構築する大学コンソーシアムや自治体等への支援を行っている事業でございます。

次のページをお願いします。

以上のように、プログラムの開発を行いますが、国民の皆さんに届けることも重要ですので、大学等におけるリカレント教育のプログラムの内容や活用できる経済的支援の情報などをまとめた、社会人の学びに役立つ情報発信を行うポータルサイトということで、「マナパス」というものを運営しております、こちらの充実も図っております。

関係省庁と連携を図りながら取組を実施しているところでございますけれども、いずれも高齢者を特別にターゲットにしている形ではございませんが、このような各種の学びの場を充実させていくことや、社会参加のきっかけづくり等に取り組んでいくことで、高齢者の学びや社会参加にも資するものと認識しております。

文部科学省からは以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料4-1について金融庁監督局総務課、森課長より、資料4-2について経済教育推進機構設立準備室、桑田室長より、続けて御説明をお願いいたします。

○森課長 金融庁でございます。

まず、資料4-1に基づきまして、高齢者等への対応に関する取組ということで御説明をさせていただきます。

1ページ目をよろしいでしょうか。

上の箱に記載しておりますように、金融庁としては、高齢者に対する顧客本位の業務運営が重要な課題であるということで、金融審議会において2020年8月に報告書をまとめて

公表しています。この中では、上の箱にありますように、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務の在り方について、全国銀行協会を含めた業界の取組を支援したいということを書いているところでございます。

この金融審議会の報告書を受けまして、下の左右の箱ですけれども、全国銀行協会で2021年2月に、認知判断能力が低下した顧客に係る金融取引の代理等の考え方や、銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方を取りまとめて公表しているところでございます。

右側の箱でございますけれども、「銀行界を取り巻く現状」ということで、御家族に成年後見制度の利用を促しても、月々の費用とか第三者に資産を委ねることへの抵抗感でなかなか制度を利用してもらえない。一方で、本人への医療費、施設入居費、生活費の支払いに充当のため預金を払い出したいということが求められるケースが多々ある現状でございます。

2ポツの「状況別の対応の考え方」ということで、本人に認知・判断能力があるかというところなのですが、ない中で本人取引をやる場合とか、代理取引をやるのだけれども、代理権がない場合、こういったところについて、考え方、判断のポイントみたいなものを書いているということが重要なのではないかなと考えてございます。

2ページ目でございます。

更に、同じく全国銀行協会で2022年5月に、認知・判断能力に問題はないものの、何らかの不測の事態、突然の病気や事故が生じた場合の預貯金の払い出しに係る考え方、判断のポイントについて取りまとめて公表しているところでございます。

右側のところでございますが、例えば判断のポイントとして、預金者本人の状態の確認とか、依頼人、対象預金、資金使途の範囲などについて、考え方、判断のポイントみたいなものを書いているところでございます。この部分につきましては、先般の能登地震においても、不測の事故に遭われた方に関する預貯金の払い出しということで、有益な考え方の整理だと考えてございます。

3ページ目でございます。

こちらは、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況でございます。信託のほうは、2012年から最高裁判所において制度を創設していただいて、信託銀行で取扱いが開始されています。また、信託銀行は店舗が限られておりますので、法務省さんを中心に勉強会をやって、報告書をまとめ、2018年から支援預貯金の取扱いをやってございます。

上の箱でございますが、2019年5月の「成年後見制度利用促進基本計画」、同年6月の「認知症施策推進大綱」において、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金または支援信託を導入済みという金融機関の預金残高の割合を、2022年3月末までに50%にしたいというKPIを設定して、実際のところ、下の箱でございますが、69%になっているということで、KPIを達成していることを確認しているところでございます。

4ページ目は、スキームの御説明ですので割愛させていただきます。

以上でございます。

○桑田室長 金融庁の桑田でございます。

資料4-2に沿って、右下の1ページ目にありますとおり、新しいNISAと金融経済教育の2点について簡単に御説明いたします。

まず、右下4ページ目の新しいNISAについてです。金融庁におきましては、若年層から高齢層までの幅広い層にとって使い勝手のよいNISAの普及に取り組んでいるところです。本年1月から新しいNISAがスタートいたしまして、様々なメディアで取り上げられるなど、世の中の関心の高まりを肌で感じているところでございます。

そうした中、5ページ目にありますとおり、NISAの口座数も昨年12月末で2136万口座となっておりまして、人口のおおむね5人に1人が開設済みの状況となっております。

このNISAにつきましては、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な資産形成を促進するという観点から、引き続き、普及啓発、広報に取り組んでいきたいと考えております。

資産形成が注目されているところでございますけれども、併せて、金融リテラシーの向上を実現するために金融経済教育を推進していくことも重要な課題であると考えております。この点は、8ページ目に記載しておりますとおり、政府や金融機関など様々な主体が積極的に取り組んできたところではありますけれども、各主体の重複感、あるいは民間金融機関が教育主体として出向くと、受け手からしますと何か営業されるのではないかというところで敬遠されるという課題が指摘されておりました。

そこで、9ページにありますとおり、昨年成立した金融サービス提供法に基づく認可法人といたしまして金融経済教育推進機構が今月設立され、8月から本格稼働を予定しております。この機構の略称は、資料の左上にありますとおり、J-FLECとなります。

J-FLECでは、家計管理、生活設計、資産形成のほか、金融トラブルの防止といった点も含めて広範な教育を行っていく予定でありまして、この中には年金等の社会保障分野も含まれますので、関係省庁とも連携しながら、中立・公正な形で金融経済教育を進めてまいりたいと考えております。

私から以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、駒村構成員より御説明をお願いいたします。

○駒村構成員 ありがとうございます。

8分ほどお時間をいただいていると理解しておりますので、かいつまんで資料5について説明したいと思います。

「金融ジェロントロジーからみた高齢社会対策大綱へのインプリケーション」というのを表書きにさせていただきました。金融ジェロントロジーというのは、老年学や加齢学、認知科学、ニューロサイエンスを経済活動に適用した研究領域と御理解ください。

金融資産の管理・運用です。認知機能低下と資産管理については、今、金融庁からお話

がありましたが、様々工夫がされつつあるということでもありますけれども、運用についてはまだ議論が進んでいない。高齢者が金融資産を運用する必要あるのかどうなのかというのは一つ論点かとは思いますが、後で御説明するように、寿命が延びている、老人ホーム等のコスト上昇、医療・介護の費用の上昇、それから様々な価格が変動する社会に入ってきていますので、自ら運用しなければリスクはないという話ではなくて、運用しなくても世の中は変化するというリスクにさらされるということですので、運用についてもこれから考えなければいけない。これについては、既に金融庁のほうから報告書が出ておりまして、資料の16枚目にプルードント・インベスターールールに基づいてという話を御紹介するにとどめたいと思います。

それから、170万人の方が2040年には亡くなっていくということで、高齢化の先には多くの方が亡くなる社会、そういった中で世代間の資産の移転も起きてくるわけですが、認知機能が低下していく中で、金融資産あるいは資産をどうスムーズに次の世代に継承していくのかというのは課題になってくると思います。

これは、遺言の信憑性に関わる問題ということで、認知機能の状態と遺言が果たして対応できているのかどうか、これを死後に検証するのはなかなか厄介な話でございまして、これは後で少し御紹介したいと思います。他にも高齢者がふえることの影響としては、資料の後ろのほうの18ページ、これはちょっと前の資料ですが、経営者の年齢構成が一気に高齢化が進んでいる、事業継承に課題が出てくるのではないかと。その次のページには、膨大な世代間の資産移転が行われていくということですので。

それから、認知機能の低下に伴う問題としては、消費者関連の問題があって、いわゆる脆弱性の問題です。自分がどういう契約をしているのか、特に消費者問題で契約の問題が発生するのは当然ながら認知症の方は多いわけですが、実は御本人がトラブルに気づかない、問題を申告するのは家族がかなり多いということで、認知症の本人は認識しないうちに様々な消費者問題に巻き込まれる。認知機能の低下につけ込むビジネスは、これはEUなどでは脆弱性の問題とも言われていて、法的な対応を求められている。高齢社会で、認知機能の低下につけ込むようなビジネスモデルをどのように制限するか。

当然、特殊詐欺への対応、あと、ダークパターンも問題です。ネット上の取引において、これは高齢者向け、若年者向け、それぞれのダークパターンのやり方があって、これも実証研究がかなり進んでいる部分でありますけれども、本人の意図しない方法で契約につながったり、個人情報が開示されてしまうようなことが行われている。これは国際的にも問題で、消費者庁も言及するようになってきている。これも認知機能の低下と関わる問題であるということ。

次に、個人情報保護の問題であります。本人に同意がない限り、個人情報を開示できない、行政や福祉と連携できないということになるわけですが、認知機能が低下した場合にどうやって、個人情報開示の同意を取るのかという問題が実務上大きな問題になりつつあるということでもあります。

これについては、どういう法律になっているか、17ページに第18条を抜き出してポイントを見てみますけれども、基本的には本人同意が必要である、適用除外については2つの法律がある。消費者安全法と社会福祉法でありますけれども、これはそれぞれ安全確保協議会と重層的支援整備事業の支援会議に、この例で言うと、金融機関を組み込まないと情報を共有できないことになっているわけですが、こういうことをやっている自治体は数えるぐらいしかないということでもあります。本人の認知機能が著しく低下した場合の個人情報開示の同意をどう考えていくのかというのは、ますます問題になろうと思います。

このほか、従来の福祉の領域だけではなくて、民間企業の活動の中で、高齢者と長い時間やり取りをするような場、金融機関とか、薬局とか、スマホショップとか、マンション管理組合等では認知機能が低下した人を見つけることが多い。ただ、見つけた場合、どう行政と連携するかは非常にハードルがある。それには個人情報保護の問題としてある。

他にも福祉においては申請主義ですけれども、認知機能が低下した方が増えていく中で申請主義の原則をどう見直していくのかということも大事だろうと思います。この辺が問題意識としてあります。

次のページに入っていきたいと思います。

高齢化社会というのは、多様で、曖昧で、声の上げにくい問題が増えてくると考えております。先ほど、ジェロントロジーを老年学と訳しましたけれども、むしろ加齢学のほうがいいのではないかと。誰もが年齢を取って、自分の脳機能、判断力が変化するのは避けられない。

あるいは、高齢化率という話で、認知症というどうしても他人事に思われるわけですが、高齢期の長期化と考えると、誰もが高齢期を経験して、人生のどこかの時点で認知機能の低下を経験することは誰もが起きるということで、我が事と考えていくことが大事ではないかと思えます。

次のページをお願いいたします。

寿命の伸長の状況であります。最頻死亡年齢は既に2020年でほぼ男女とも90歳に到達していると思っておりますので、人生90年時代はもう既に今の高齢世代にも該当するというものでありまして、平均寿命で物を考えてはいけないということでございます。

次をお願いいたします。

これが、ニューロサイエンスの中で興味深い結果でありますけれども、年齢によって意思決定のコンピテンスがどういうふうに変化していくのかということが研究されており、細かい説明はしませんが、重要な部分としては、高齢期になると自信過剰がやや進んでいく。それから、フレーミングへの抵抗力が落ちていくということでもあります。

フレーミングの抵抗力というのは、相手の言ったように誘導されやすくなるというのが高齢期には起きるという問題であります。ダークパターンなんかもその一類型だと思われまますし、特殊詐欺の説明なんかも抵抗力がなくなってくる傾向があるという研究でございます。



次の資料をお願いいたします。

これは、年齢とともにお金の管理能力がどう変化していくのかを金利の変化で見たものであります。リテラシーと経験と認知機能によってお金の管理は変化をするわけですが、お金の管理の能力が高い時期、つまり、金利が一番低く設定される時期は50代前半ではないかという研究でございます。

次をお願いいたします。

年齢によってお金の管理能力が変化するという前提で見たときに、75歳以上の方が保有する金融資産はどのくらいあるのかというと、恐らくもう30%近くまで来ている。要するに、600兆円ぐらいの金融資産が75歳以上の方によって保有されています。しかし、証券の取引においては、75歳以上になると新しい商品の売買については制約がかかる。年齢差別がございますので、一律に年齢を超えるとお金の投資が難しくなってくるということでもありますけれども、これもいろいろ実証研究をやっていると、簡単に年齢で区分してはいけないようなことも分かってきているということでもあります。

次のページをお願いいたします。

これは極めて重要な図でありますけれども、赤線が認知機能の変化。あくまでも前提はアルツハイマー型認知症と御理解ください。点線が、御自身が自分の認知機能をどう評価しているかというものであります。少し早めに落ちてくる。落ち方が著しいときは主観的認知機能低下ということになって、アメリカでは45歳から55歳の10%ぐらいがこれに該当すると言われていますが、最初の初期段階は正常加齢なのであまり問題はない。途中で軽度認知障害になる。これも日常生活にあまり影響ないのでいい。

ただ、御自身の認知機能の変化は自分が分かっているという状態から、カットオフポイントを下がった辺りから、御自身が自分自身の認知機能の状況を把握できなくなってくる、青い点線が上がり始めるという厄介な問題が出てくる。つまり、認知症になっていることに自分が分からないという時期が訪れるということです。

これは皆さんがそうではないわけでありまして、当然ながら、今本人中心ということで、認知症の本人の方がいろいろ発信をしているという方で、もちろん認知機能の低下を把握できている方もいるわけですが、把握しないまま実は認知機能が落ちてしまっているけれども、それが理解できない。しかし、まだATMを動かせるような状態でこの状態になると、経済取引が極めて危ないということになりますので、この辺の認知機能の変化に対して適切なサポートをしていかなければいけない。こういう状態でも、自らの財産をきちんと自らが使えるようにする社会をつくっていかなければいけないということでございます。

次のページは、高齢者御自身がメタ認知の把握が苦手になってくる例として、車の運転の例を示します。点線がヒヤリハットを経験したことがあるという回答率、青線が車の運転に対する自信で、高齢期になればなるほど車の運転に自信を持つようになってきますので、御自身の客観能力の変化をなかなか把握できないということで、自信過剰の間

題とも言われているということです。

次のページをお願いいたします。

これがMCIを含めた認知症の発症率ということで、MCIを含めています。だから、MCIと認知症のどちらかになるというように捉えると、85歳を超えると8割近い方がどちらかにはなっているだろう。

先ほどもお話ししたように、軽度認知障害では日々の生活にはほとんど影響を与えない、障害になりませんが、重要なのは、経済取引においては軽度認知障害がいろいろトラブルを起こすことは確認されていますので、これから認知症の進行を遅らせる薬が普及するようになればMCIの方が増えてくるということで、介護の問題は減るが、認知機能の低下にもなう経済問題が増えてくる可能性があるということです。

次のページをお願いいたします。

これが、お金の管理能力と御自身のお金の動きで、台形の下のほうが若い時期、台形の上のほうが高齢期です。若いときはお金が少なくて複雑な金融資産運用はないわけですが、高齢期になるとどんどん複雑になってくるということです。新NISAなんかはずっと持てるということになりますけれども、オンラインなんかでこの取引をやっていると、業者も気がつかないうちに認知機能が低下してしまっているということも起きるのではないかとということでございます。

金融機関は何に困っているのかが10ページでございます。こういうことが店頭では起きていてということで、対策に苦慮しているということです。

次のページは、SIP、内閣府のほうから支援をいただいている研究事業で、モデル事業という形で、先ほどの社会福祉法における支援会議の中に金融機関を組み込む墨田区のモデルを私どもの慶應大学のチームで現在展開しているということです。

あと、キャパスとリスク検出、取引支援は、AIを使って御本人の経済取引能力を判断する、あるいはそれに基づいて判断を支える、あるいは認知機能にふさわしい遺言のサポートを行うというのを京都府立医科大と慶應医学部で開発中ということで、将来、実証を目指しているということです。

12ページはその概念図でありまして、これは金融庁、消費者庁、厚労省にもお手伝いいただいで、実装の準備をしていこうということでございます。

13ページは、もう既に現在、金融と福祉の連携を進めておりまして、金融機関からどういう問題が提示されているのか、それに対して地域包括ケアのほうはどう対応しているのかというのを御紹介したものであります。やはり、店頭で認知機能が低下していると思われるお客さんに対応するのが一番苦慮していることがわかります。先ほど述べたように、本人同意がなければ地域包括につなげられないけれども、認知機能が落ちている状態で自分が認知機能の低下を把握できていない場合は、個人情報保護の同意ができないということでもありますので、きちんとサポートできないという問題も起きているということです。

14ページは、これらの金融と福祉の連携から分かってきたことであります。金融と福祉

の連携がますます重要になるけれども、かなりの課題もまだ残っているということであり  
ます。

15ページは、金融と福祉とデジタル、この3つの点をつなげていくというのが大事で、  
そのことによって、老年学者のバルテスの主唱のSOCのような理論が実現できる。加齢とと  
もに変化する自分の能力を認めつつ、自分が何をしたいのかを主体的に選んでいき、そし  
て、低下した能力を、他者、例えば代理とか信託とか技術を使って補っていくというのが  
高齢化社会のあるべき姿ではないかと考えております。

時間もなかったので、かいつまんだ話になりました。すみません。

以上です。ありがとうございます。

○柳川座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料1への御質問、御意見がおありの方は、後半の「健康・福祉」に関する  
議論の中でいただければと思っておりますので、まずは御説明いただいた資料2～5に関  
して御意見等がある方は挙手をお願いいたします。

○権丈構成員 金融庁のほうから金融教育の中での年金の教育の話もありまして、それと  
関連することかなというのがありますので、今話しておきます。

2019年の老後2000万円不足の騒動、あれは問題というのは適切ではなくて、私たちから  
見るとただの騒動です。その後、この騒動を利用した金融機関のあおり営業が起こってき  
て、そのひどさを見ていた政治家たちは、2021年に保険業界への監督指針を改正して、「公  
的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行う」などとしてい  
ます。

当時、保険業界は、それは政府の仕事だろうということで猛反発していましたがけれども、  
我々から見ると長く望まれていた政策でした。高齢社会では金融に関する正確な情報を得  
ることが難しい人が増えることを考えると、そうした監督もしくは規制の強化は求められ  
ていくことになると思いますし、2021年の監督指針の改正を機によりやく一步を踏み出し  
た、金融庁と公的保険制度を管轄する厚生労働省との協調関係と申しますか、一緒にやっ  
ていきたいと思いますという関係の強化というのは、今後更に必要になっていくと思いますので、  
よろしくお願ひしますということです。

○柳川座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大空構成員 大空と申します。よろしくお願ひします。

先ほどから新NISAの話などもあったのですが、非課税の保有期間が無期限になる分、そ  
の資産をいつどう使うかという議論も大変大切なのだらうと思うのですね。要は、資産形  
成の出口のところまでして、その辺りの議論が非常に不足しているなど感じるのは、例えば  
平成30年の高齢社会対策大綱の中でも遺贈とか寄附という単語が一文字も出てこないの  
ですね。

もちろんお金をどう使うか、どう形成するか、例えば入院とか介護のリスクがあるから

資産を手元に残しておきたいということもあるのですが、相続人がいないとか、老老相続というのもこれからますます問題になってくる中で、こうした資産の一部を寄附に回していく。

これは、単純に社会貢献という意味だけではなくて、多くの先生方は御承知のとおり、社会とのつながりを実感できるということも人生において非常に重要で、寄附という行為は自分も社会の役に立っているのだということを生前に感じられる機会でもあるわけです。

同時に、寄附をするに当たって、その人個人の人生と家族との関係についてコミュニケーションを取る場になるわけですから、新NISAもそうですけれども、金融教育、リカレント教育も、ありとあらゆるものが重要になってくる一方で、手元に残したものをどう使っていくのか、出口の議論の中で遺贈寄附という考え方はぜひ入れていったほうがいいのかと思うのです。

ただ、同時に今いろいろなトラブルがあるのも事実で、例えば、御本人は全額寄附をしたいと考えていても、御家族はやはり遺留してほしいと。その遺留分をどうするのかというような法的なトラブルも当然起こってくるわけで、そうした遺贈寄附を望む人への支援、御家族全体への支援も圧倒的に不足をしております。

まだまだ遺贈寄附の割合が全体の相続財産に比べると少ない。60兆円ぐらいあるとすれば、2017年は600億円ぐらいが帰属されているのに対して遺贈寄附そのものは49億円ですから、非常に少ないのが現状ですが、これからますます増えていくでしょうから、家族への支援と遺贈寄附という考え方そのものを、金融とか資産形成の出口の一つに置いておくということをぜひ御検討いただければなと思います。

以上です。

○柳川座長 どうぞ、飯島構成員。

○飯島構成員 飯島です。ありがとうございます。

例えば医療界の分野においては、人生のエンディングに関しての「アドバンス・ケア・プランニング：ACP」という考え方があって、わが国では根強く普及しているのですが、もう一回り進まないという現実があります。一方で、今回の「資産形成」の点に関しまして、「ALP（アドバンス・ライフ・プランニング）」ということ、いわゆる備えるべきこと、備える方法というものも早い時期から重要であろうと思います。

その意味では、当然、年齢層に応じてのアプローチということになりますけれども、学童期からの金融リテラシー分野の知識の向上、そして、そこに絶対に必要な健康リテラシー分野も恐らくセットになるのだらうなと考えます。

もう一つ、認知症に関しましては、先ほど駒村先生からもコメントがありました主観的にどう感じるのかということなのですが、我々、認知症外来のような形で高齢者医療で相談を受けている立場からしますと、医療機関への受診というのは基本的には嫌がってしまう傾向があります。そして、家族が背中を押して本人を連れてくるという状況をよく目にします。そこに諸検査を進めていくのですが、まだ初期の頃はいわゆる「取り繕い現象」

が起きてしまいます。すなわち、認知機能評価の質問にはすぐには答えられないが、私はそんなところまで落ちていないよ、馬鹿にしているのですか？」という感じの返事となり、取り繕い現象が起きる。

先ほどサジェスションがありましたけれども、金融機関であったり、薬局であったり、スマホ関連などのいわゆる「住民のタッチポイント」の場所でのセンサー役というのは、僕も非常に有益ではないかなと思います。

以上でございます。

○柳川座長 大月構成員、どうぞ。

○大月構成員 ありがとうございます。

私も資産形成の点について述べたいと思います。

空き家問題とか相続問題が、特に不動産資産の次世代継承に関わって非常に課題になりつつあると思っております。そうした中で、住宅資産の流通・管理不全空き家になる前に市場に戻していくということが積極的になされないといけないなと思っております。金融庁さんのお話にあった、認知とか、病気とか、事故、その手前の段階で手を打っておかなければいけない話だと思っております。駒村先生のお話でも、本人は問題だと思っていないうという期間が非常に長いので、もっと早めに手を打つべきだと思っております。

実際、高齢者住宅財団とか高齢者住宅協会と一緒に民間のハウスメーカーと調査を行いましたら、子供がいらっしゃらない世帯は50代、60代から早めの引っ越しで資産の生前の活用をやっておりますが、子供のいらっしゃる世帯は20年ぐらい話合いが遅れて、子供とにらみ合いをしながら、子供が60、70ぐらいになって初めて話し合う。そういうことが調査結果で明らかになっています。

これをどう解決するかというと、早めの相談機構の相談体制、相談システムの充実が重要で、自分と資産がどうなるかという見通しが立つような情報提供、相談窓口の構築。相談窓口といった場合に、縦割りではなく、相談窓口の裏側で専門家が連携している、そういう総合的な相談窓口の形成が非常に重要で、そうしたものをつくっていくための高齢者の資産へのアプローチの仕方を早く構築する必要があると考えております。

○柳川座長 若宮構成員、どうぞ。

○若宮構成員 おっしゃるとおりだと思うのですね。結局、今、金融もそうなのですから、高齢にならない前にそういう教育を受ける機会はなかったわけですね。いきなり自分が年を取ってからということでは教育を受けるのではなく、大人になってから何度か勉強する機会をいただけていたらよかったですなと思います。

そうではなくて、市役所なんかやっているリカレント教育、生涯教育か何か、ああいうところで金融とかももっと扱って、勉強する機会があった人が高齢になったときと比べると、全然そんなのを勉強していない人がいきなり高齢になってどうすると言われても非常に困るのではないかなと思いますので、一貫した国民全体の教育という見地からお考えいただくのがありがたいなと思っております。

それから、私自身が当事者ですから、昨日も銀行の人が来ましていろいろ話をしたのですけれども、銀行としてもサブスクリプションみたいな、ああいうタイプを今考えてくださっているらしいのですね。サブスクをやっているならば、銀行のほうであまり損失が出ないように、多少は利益があるけれども、健全な運営ができるようなもので、任せてくれればやるみたいな話を伺ったのですけれども、そういう形もいいのではないかなと思いました。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

では、駒村構成員、どうぞ。

○駒村構成員 ありがとうございます。

今、何人かの委員から御指摘があったとおりで、認知機能が本格的に低下する前の時期から御準備いただくことは大事かなと思っております。

認知機能がどう変化していくのかということが大変重要な点だと思っていて、先ほど不動産のお話を親子間でという話なのですけれども、金融資産についても親子間で情報共有はほとんどできていません。50代で自分の親の金融資産を把握している人は半分以下ということで、これを試しに正月に自分の親に、うちは金融資産が幾らあるか、どこにあるかを教えてくれと言ったら空気ががらりと変わりました。親からは、「何でそんなことを聞くのだ、認知症になってから教えてあげるから」と言われて、それだったら手遅れですということなのですけれども、やはり判断能力がはっきりしているうちに、資産の状況共有とその使い方については、準備し、信頼できる人と共有しなければいけないということを高齢者の方に理解していただくのは極めて重要だろうと思います。

そのためには、この間、私、SIPのほうで1万人の65歳以上の方にアンケート調査をして、あなたが80歳までに認知症になる確率は何%だと思いますかと、主観的認知機能リスクを確認させていただきました。興味深いことに、65歳以上で80歳手前の方の平均は25%、これは実は発症率の数字とほぼ同じなので、認知症になる確率がある程度あることは皆さん分かっているのだけれども、それに対してどうしていいか分からないというのが現実ではないか。この辺を、金融庁あるいは新しい教育機関がそこも守備範囲として考えるのかどうかというのが私は重要なのかなと思います。

それから、さっき大空委員から新NISAの話がありました。私も、ためるだけではなくて、どう本人が自分の人生のために使っていくのかというファイナンシャルウェルビーイングの物の見方が大事で、ためるだけが目的ではないと思うのですね。

新NISAは、投資期間がかなり長くできます。これはiDeCoと違うわけです。iDeCoは期間が限定されて、受給するタイミングも決められていますので、ちゃんと取り崩しがあるわけですけれども、新NISAはそうっていないところで、そこに認知機能の低下が本人が気がつかないうちに進み、例えばネットで取引されているような場合に何が起きるのかということも考えておかなければいけないのではないかなと思います。

それから、寄附の話も、適切に判断するためには、認知機能のしっかりした時期に判断

しなければいろいろなトラブルが起きるだろうと思います。遺留分なんかについては、私はもともと遺留分の経済的研究をした時期がありますので、これは本来、戦後直後の未成年の子供を保護するための政策目標があったわけでありますので、現在、相続人がほとんど高齢者になっている中でこの遺留分はどうあるべきなのかというのは、本来は民法まで遡って議論しなければいけない話かなと思います、ちょっと本委員会では荷が重たいかもしれない。

文科省に7ページのところで御質問をしたいのですけれども、デジタル・デバイドのために船橋市がやっているのはすばらしい取組だと思っています。80代の方からは不安の声が出ている。これからどんどん二次元コードでいろいろな行政情報が手に入るような形になる、ガスや電気の確認も紙ではもう入らなくなって二次元コードで見ろということになる、都内ではスマホがないとタクシーすら呼べないと、スマホが使えないことに対して物すごく不便さを感じているということなのです。

官民のほうでいろいろ業者も頑張っているという報告がある一方で、これは実際に私が高齢者と一緒に様々な店頭で経験することですが、例えばスマホとそのサポートについて、高齢者向けサービスレベルはまだ粗いということで、自治体で船橋のようなデジタル・デバイスへの対応をかなり丁寧にやっていただくことはとても重要だと思いますので、文科省のほうで、これをほかにどのくらいやられているか、これに向けて何か応援的なものがあるのか、ちょっと確認させてもらいたいと思いました。

以上です。

○柳川座長 それでは、御質問が出ましたので、文科省の方、そのほか、その前に出た御意見に関するレスポンスも含めてお答えいただければと思います。

○文部科学省 文部科学省の地域学習推進課、榎木と申します。

今お話しいただきました船橋市の取組でございますけれども、全国的にも公民館でこういったデジタルに関する講座等を行っている事例は一定程度ございます。

ただ、それぞれ地域に応じて、今回の船橋のものも恐らく総務省さんの事業等をうまく活用いただくなどして公民館を使って実施されているものとか、あるいは公民館が実際に主体となって講師を呼んで講座を開いているパターンとか、様々なパターンがありまして、それぞれの地域でそれぞれの自治体のニーズに合わせて取り組んでいるというのが実態かと思っております。網羅的な全体把握は行えていないのが現状でございます。

以上でございます。

○柳川座長 文科省さん、よろしいでしょうか。

○文部科学省 このように公民館は様々な使える箱、また、ネットワークがあったりしますので、今話題になっているような、必要性があったときに広く住民に届けていくために、例えば公民館を使ってやろうとか、そういうようなアレンジをして広がっていくといいなというふうにお話を聞いておりました。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、猪熊構成員、どうぞ。

○猪熊構成員 恐れ入ります。

2点お話ししたいと思います。

1点目は、ここでも出てきました銀行の関係です。判断能力が落ちてきた方の預金口座などをどうするかということで、代理制度などをつくって、本人も家族も困らないような仕組みを、公にして、透明にしてシステムをつくってくというのは非常に良いことかと思えます。

そのときに、判断能力が衰えてきても、自分の資産をどう使いたいかとか、どういうふうにしたいのかというのは、聞き方次第で本人の意向が確かめられるということを専門家の方に聞いたことがございます。ぜひ、本人の意向を確認するような仕組みといえますか、そういうことを進める努力をもっと広げていって頂きたいなと考えます。

2点目は、金融経済教育についてです。非常に長生きする時代になって、公的年金のほか、私的年金や貯金の役割も大事になり、公的・私的制度の知識を備えておくことが重要になってきております。既に始まってはおりますけれども、金融経済教育を行う際には、ぜひ、公的な制度と一緒に教えるということを更に進めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問は。

○須藤企画官 座長、1点よろしいですか。

事務局からですが、澤岡構成員は本日オンラインで出席の予定でしたが、急遽出席できなくなったということで、つい先ほどメールで御意見をいただいております。構成員の皆様にお伝えいただきたいという連絡をいただいておりますので、皆様に紙でお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。時間の節約のために、澤岡構成員の御意見に関してはお読みいただければと思います。

それでは、オンラインで御参加の藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 藤森です。

先ほど猪熊委員がおっしゃられた金融経済教育に関連して、若年期や中年期から老後の働き方や暮らし方も視野に入れながら資産形成などを考えていければよいと思っております。

その点で、2018年の日本年金学会で、高齢期の働き方・暮らし方として「WPP」が提唱されておりました。これは、野球の先発、中継ぎ、リリーフといった役割分担にたとえられることもあります。

最初の「W」はWork longerで、長く就業を継続してその賃金で暮らしていく期間。その



次の「P」がPrivate Pensionで、企業年金や民間の年金保険で暮らしていく期間。最後の「P」がPublic PensionのPで、公的年金保険で暮らしていく期間になります。最後のライフに、公的年金保険が来ている点がとても大事なところです。

というのも、公的年金保険では繰り下げ受給という制度があって、受給開始年齢を65歳から後ろに繰り下げると、それに応じて年金給付額が増額されていきます。例えば3年遅らせて68歳から受給し始めると、65歳から受給し始めた受給額の1.28倍です。70歳からだと1.42倍。75歳まで増額されていって、75歳になると1.84倍になっていきます。

重要なのは、公的年金は長生きのリスクに対応しているので、繰下げ受給を使うと、亡くなるまでおおむね増額された年金額を受け取れることです。人生100年時代を見据えると、繰下げ受給を使っていくために、長く働いて、プライベートペンションを中継ぎとして入れていく。そして、最後に公的年金保険の繰下げ受給を使って、亡くなるまで増額された年金額を受け取っていくことが考えられます。

中継ぎのプライベートペンションは、若年期や中年期からの老後の資産形成に取り組むことが重要になってきます。高齢期の年金額は、働き方や暮らし方によって変えていけますので、こういった点も金融経済教育の中に入れていただければよいと思いました。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、檜山構成員、お願いいたします。

○檜山構成員 先ほど駒村先生のお話で、親の意識がしっかりしているうちに子供と金融資産について話合いの場を持つようにしていかないといけないという、本当にもっともな話ですが、その話は実際どうやったらできるようになるのか、という難しさは依然としてあると思われまます。

そのときの呼びかけ方の一つの視点として、駒村先生の資料の4ページ目、50代前半で金融資産の管理能力がピークを迎えることは注目し値するところで、親の認知機能の状態で話すべきタイミングを考えるのではなくて、子供が50代になったら一緒に金融資産について議論する場を持ちましょうという、子供の成長を基準にして金融資産について議論することを考える呼びかけ、ムーブメントとしていく発信を行うことも、金融資産について家族として話合いの場を持つハードルを下げる一つの方法になるのではないのかと思いました。

資産をどうこうするという以前に、自分の子供の金融リテラシーを鍛えるような観点も織り交ぜながら発信すると、親としてももっと気持ちが軽く、柔らかく、向き合えるようになってくるのではないのでしょうか。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の藤波構成員、お願いいたします。

○藤波構成員 藤波でございます。

手短かに1点、金融教育のところですけども、特に企業に勤めていらっしゃる方は、退

職金の絡みで老後の資産形成ということをこれまで考えてくるというケースが多くて、そうすると、特に定年前に金融教育的なこと、退職金を受け取った後どうするのか、住宅ローンも含めてどうするのかみたいなことを初めて勉強するという方たちがこれまでのシニア層では多かったわけです。

そういった方たちが、寿命が延びてきたことで、今回、いろいろなリテラシーの新たな勉強をしなくてはいけないというときに、今までの知識とどこがどう違うのかということろまで含めてきちんと説明をしていただけるような中身のもの、単に新しい制度がこうなっていますということだけではなくて、今まで自分たちが描いていたモデルがどう変わってしまうのかということも含めて、今のシニア層の方たちにはリテラシーという意味で内容を含めて研修等を考えていただければなというのが1点です。

それに付随してもう一点、今後の世代の方たちにも、企業に勤めている方は企業が研修をやってくれるという安心感みたいなものがあるって、もちろんニーズがあるってということで、センシティブな方たち、自分で勉強される方も一部にはいらっしゃるけれども、大多数の方は会社のお給料もある程度安定していて、自分が定年まで大体こんな感じだろうと、先輩たちを見てみたいスタイルが多いので、それだけでは駄目なのだよということをもまず発信しないと、新しい研修とか、金融リテラシーの幾らすばらしい内容があっても、それを受けに行こうというような意思が出ないと思いますので、企業側は当然そういう発信をしないと思いますので、自分の会社に勤めていて駄目だよということになりませんので、そういうことを公的なところであるとか、それ以外のいろいろなチャンネルを使ってぜひ広報していただければと思っております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、大部分が御意見だったと思いますけれども、金融庁のほうから何かレスポンスがありましたらよろしく願いいたします。

○桑田室長 金融庁の桑田でございます。

数々御意見をいただいてありがとうございます。

教育内容に関しまして幾つか御意見があったかと思いますが、大空委員からありました寄附遺贈の話ですが、10年ほど前にできた金融経済教育で年齢層別に何を学ぶべきかということをもとめた金融リテラシーマップというものが存在しております、そこではどのような支出行為が、寄附とか投資もそうなのですけれども、社会にどのような影響を与えるのか、こういう使い方が社会との関係ではあるのだよということも学ぶべき項目の一つに含まれておりますので、それに基づいてしっかりやっていきたいと思っております。

猪熊委員からも、公的制度というのもしっかり教えてほしいという御意見を頂戴いたしました。金融経済教育は、御指摘のとおり社会保障分野のそういった公的制度、また企業年金等々の私的年金制度も含めて幅広く教えていくことが大事でありますので、その辺り

もししっかりやっていきたいと思います。

この点は、藤森委員からのワークロンガー、プライベートペンション、パブリックペンションといったところにも関係するかと思いますが、まさに働き方次第でどういうふうにかこの長寿化の中での資産寿命を延ばしていくのか、一人一人のライフスタイルに合った形というものを一人一人が学んでいく、リテラシーを上げていく、その上で対応していくことが重要であると考えておりますので、この点は藤波委員から御指摘の点とも関係すると思いますけれども、定年前の方に初めて教育を行き届かせるということではなくて、若いうちから教えて、学んでいくことが重要だと思っておりますが、各年齢層向けに対応していきたいと思っております。

各年齢層向けに対応していくという観点からは、まさに若宮委員がおっしゃったような、高齢になって初めてこんな教育を受けたということになっているというお話がありましたけれども、今後はそういったことがないように、若いうちから幅広く教育の機会を提供していくことがまさにJ-FLECに課せられた課題であると思っております。

最後に、大月委員から相談体制の充実という御意見がありましたけれども、1対マスでいろいろな授業のようなところで教育を受けて、何か分かった気になると思うのですが、自分は結局何をすればいいのか、一人一人の置かれた状況に応じた対応が分からないと具体的な行動変容にはつながらない。その人もどうしたらいいか分からないということだと思っておりますので、J-FLECにおきましてはFPさんなんかも活用しながら無料の個別相談対応の体制を整えるといったことも事業に組み込まれておりますので、そういった点も対応できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○柳川座長 金融庁のそのほかの方はよろしいですか。

○森課長 もうお時間も迫っておりますので手短かに申し上げます。

冒頭に保険の話がございましたけれども、少し異なりますが、新聞でも外貨建て保険の話が出ておりますけれども、いろいろと資産形成をしていく中で、金融事業者に対して顧客本位の業務運営をしっかりと金融庁としては求めていきたいと思っておりますし、改正金融サービスの提供等に関する法律で、顧客の最善の利益を求めるということも義務化される見込みでございますので、しっかりやってまいります。

あと、今日御説明させていただきました全銀協の考え方などについては、先生方がおっしゃるように、事後といいますか、認知機能に障害が出た、あるいは認知症になった後の話はあるのですけれども、御指摘のように事前といいますか、若いうちから将来自分が認知症になるかもしれないということを考えて何らか手を打っていくというのは、確かにお話を伺っていて重要であるかなと思えました。

この点、資産形成もそうですし、お亡くなりになった後の相続の面も、事前に遺言書を作成していただいたり、遺産分割していただいておりますのと、何もやっていないのとでは、残された方の負担も相当違いますので、大変重要な話だなと思って聞いておりました。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、大分また時間がオーバーしているのですけれども、文部科学省様、金融庁様におかれましてはここまでの御出席となります。どうもありがとうございました。

それで、今日は長丁場ですので、ここから5分間の休憩でございます。あの時計で、区切りがいいので4時40分に再開したいと思っていますので、それまでに御着席いただきますようよろしくお願いいたします。

(休 憩)

○柳川座長 まだお戻りでない方がいらっしゃいますけれども、時間が限られておりますので再開させていただきます。

後半は、「健康・福祉」の分野について議論を行います。

まず、資料6について、全世代型社会保障構築本部事務局、横山参事官より御説明をお願いいたします。

○横山参事官 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局の横山と申します。

私から、資料6、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について御説明いたします。

こちらは全世代型社会保障構築会議でおまとめいただいたものでございます。この構築会議というのは、前の慶應の塾長の清家先生が座長になっていただいて、本日御参加の権丈先生にも委員になっていただいております有識者の会議体になっております。

1ページ目がこの文書の趣旨でございます。最初の○のところで、2022年に構築会議において全世代型の報告書をまとめていただいております、ここで、社会保障政策が今後取り組むべき改革の方向性が既に示されております。

その後、2023年になりまして、政府として次元の異なる少子化対策を進めるということで、「こども未来戦略方針」を昨年6月に閣議決定をしました。その中で、「こども・子育て支援の加速化プラン」というものやっていくということでもあります。

加速化プランの財源として、全世代型社会保障を構築するという観点から、2028年度までに徹底的な歳出改革を行う、そのための具体的な改革工程をつくるべしということが決められております。

そうしたことを踏まえまして、全社の構築会議において昨年秋にかけて御議論いただきまして、報告書に示された理念を踏まえつつ、今後取り組むべき課題を具体的な改革工程というふうにまとめていただいたものでございます。これが去年の12月に取りまとめているというものでございます。

少し飛んでいただきまして、4ページ目を御覧いただければと思います。

4 ページが別紙となっておりますけれども、これは構築会議としての取りまとめ文書であると同時に、別紙の内容については、同じ内容を政府としても閣議決定をしたということになっております。

4 ページ目が、まず基本的な方向性ということで書かれておりますけれども、全部は紹介し切れませんが、I の（2）で全世代型社会保障の理念が書いてありまして、「年齢に関わりなく、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものであり、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく」といった理念が示されているところでございます。

5 ページ目から、具体的に何をやっていくのかということが書かれております。「今後の取組」というところで、最初が働き方に中立的な社会保障制度等の構築ということでございます。

6 ページ目からが、まず2024年度取組でございますが、労働市場や雇用の在り方の見直しについての各種取組が記載されているところでございます。

7 ページ目からは、加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討するという取組が書かれております。ここでは、勤労者皆保険の実現のために必要な各種の施策について、検討項目として掲げられているというものでございます。

8 ページ目が、医療・介護制度等の改革ということでございまして、増加する医療費・介護費をいかに効率化し、皆で支え合うのかというものでございます。

9 ページ目からが、①は2024年度に実施する取組ということで、今年度予算の中で実施することが決められた各種の施策について記載されているというものでございます。

10 ページ目からが、2028年度までに実施を検討する取組となっております。項目だけ申し上げますと、「医療DXによる効率化・質の向上」、「生成AIを用いた医療データの利活用の促進」、「医療機関、介護施設の経営情報の更なる見える化」、「医療提供体制改革の推進」、12ページに行って、「効率的で質の高いサービス提供体制の構築」、「医師偏在対策等」、「介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正」、13ページ目で「介護の生産性・質の向上」、「イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し」、「国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化」、「国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進」、「介護保険制度改革」等々が掲げられております。

15 ページ目が能力に応じた支え合いというところで、介護保険の利用者負担の見直しとか、16 ページで医療・介護保険における金融所得の勘案、金融資産等の取扱いの検討、現役並み所得3割負担の適切な判断基準設定、そういったものが並べられております。

17 ページ目で、「高齢者の活躍促進」とか「疾病予防等の取組の推進」といった項目も掲げられております。

時間の関係で飛ばしていただいて、最後のところ、22 ページ目を御覧いただきまして、

いろいろな取組が掲げられておりますけれども、これらについて、特に②に書いてある取組については、2028年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討を行うということをごさいますして、歳出改革を具体的に進めていく必要があるわけですが、メニューについては毎年度毎年度の予算編成において何を実施するかというのを決めていくといった枠組みになっております。

私からは以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料7について、厚生労働省老健局総務課、山口課長より御説明をお願いいたします。

○山口課長 私からは、資料7について御説明させていただきます。老健局総務課長の山口と申します。

まず1枚おめくりいただくと、「今後の介護保険をとりまく状況」という資料がございます。4つのデータがありますけれども、1つは高齢化の状況で、2025年で65歳以上の高齢者の割合が30%程度になっています。これが未来に向けてどんどん増えていくというような状況でございます。

それから、認知症高齢者の増加というのも非常に目立った動きになっております。2025年で約700万人という推計が出ております。

もう一つ、③ですけれども、世帯の構成ですが、高齢化が進んでいく中で高齢者の単身世帯とか夫婦のみの世帯も増加をしていく。

更に、4つ目のデータとしては、高齢化の地域差についてになります。地域によってかなりばらつきがあるということで、沖縄、栃木、滋賀などはこれから更に高齢化が進んでいくということですが、逆に島根、秋田のようところは高齢化のスピードも落ち着いてきて、増えるのは増えるのですけれども、落ち着いてきている。こういう地域差があるというような資料になっております。

3ページ目、介護保険を実際に受ける方、75歳以上の人口に着目して、これまで2025年には団塊の世代の方全てが75歳以上になるというところで、一つの政策的な節目として見てきたわけですが、介護保険に限って申し上げると、更にその先、85歳以上の方の人口が非常に重要になってまいります。

3ページ目のグラフを御覧いただくと、むしろ2035年とか2040年の辺りが介護保険に対する負荷が非常に大きくなる時期で、2025年も当然重要なのですけれども、最近では2040年をどう乗り切るかというところを一つの目安として考えているということでございます。

更に1枚おめくりいただくと、「地域包括ケアシステムの構築について」という資料がございます。我々が理想とする姿といたしまして、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるようにするというのが一つの政策的な大きな目標になっております。

そのためには、住まいというのが真ん中にありますけれども、要介護になる前から生活

支援とか介護予防を受けていきながら、医療が必要になれば医療がちゃんと受けられるようにする。介護が必要になったら介護サービスが受けられるようになる。こういう形の包括的に高齢者の暮らしを支えるシステムをどの地域でも構築していくことが必要になる。

ただ、当然、こういったサービスがフルスペックでそろっている地域というのは、必ずしも全てでそういうことにはならないと思いますので、地域の特性、地域の資源などをしっかり勘案しながらそれぞれの地域で考えていただくことが必要だと考えております。

5ページ目以降を御覧いただくと、最近の動きということで資料をつけています。かいつまんで御説明いたしますけれども、「介護保険制度の主な改正の経緯」とありますが、直近の令和5年改正では、特にデータの関係、DXの関係をかなり念頭に置いた内容になっております。医療・介護情報の収集・提供を行う事業を一つの介護保険の枠の中の地域支援事業という中で位置づけたということとか、あるいは介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課すということで、データを充実させるという措置を講じております。

更にページを飛んでいただきまして、7ページ目とか8ページ目は、先ほどの令和5年の改正の詳しい内容になっております。

9ページ目を御覧いただくと、「介護報酬改定の改定率について」という資料があります。令和6年度から介護保険の第9期の事業計画期間が始まるということで、3年に1度、介護報酬改定をその変わり目に合わせて行っているというのが現状ですけれども、直近の改定では、改定率で申し上げますと1.59%ということで、それなりに大きなプラス改定になったということでもあります。

ここで我々として非常に重視していたのは、介護職員の処遇改善0.98%、その他が0.61%とありますけれども、岸田政権が掲げる賃上げにかなりの焦点を当てて我々としては介護報酬改定をやっているということでもあります。これによって介護人材の処遇が改善されて、人材を確保しやすくするというのが非常に重要な課題となっております。

それから、報酬の改定の中身の資料が幾つかついてはいますが、12ページ目に行きますと、今度は制度改正の関係でございます。先ほど、令和5年の制度改正ではデータ基盤の整備とかDXの関係を強く意識したものと申し上げましたけれども、それ以外にも、先ほど全世代型社会保障の改革工程の中でも触れられていた2割負担の判断基準の見直しとか、1号保険料の在り方の見直しについて議論がなされたということでもあります。

それぞれについて資料がついてはいますが、13ページ目を御覧いただくと、1号保険料の見直し、今回、令和6年度が始まるに当たりましてどういう改正をしたかと言いますと、標準的には所得段階別に9段階という形で介護保険料を設定しておりましたけれども、その標準段階を13段階にする。これは、すなわち所得の高い方にもう少し多めに負担をしていただくということでございまして、そこで得た増収分については低所得の方の負担を軽減するという形で使わせていただくことにしております。

14ページ目でございますけれども、2割負担の範囲の見直しについては年末にかけて非常に激しい議論があったわけですが、今回は、結局2割負担の基準の見直しは行い

ませんで、下の「大臣折衝において」云々とある3行目に、「第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る」という形で、更に引き続き検討することとされております。

15ページ目は、先ほど御説明のあった改革工程表の中で、介護保険の関係でどういう指摘がなされているかというのを抜粋したものになっております。

16ページ目以降は、総合事業に関する資料が幾つかついております。介護保険において、先ほど申し上げたとおり、生活支援とか介護予防に着目した事業を行っているわけですが、そこについて充実を図っていくことが一つの大きな課題になっております。

17ページ目を御覧いただくと、基本的な考え方でございます。○の2つ目を御覧いただくと、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要であると。更には、この総合事業を地域づくりの基盤と位置づけることが必要だと言われております。

最後のページですけれども、具体的にどういう考えでやっているかというのと、2つ目の○を御覧いただくと、総合事業を充実させるといった場合には、地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入促進を行って、医療・介護の専門職がそこにに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすると。いろいろな選択肢を高齢者の方に提示をすることで、地域支援事業をより充実させていくということにしたいと思っておりますし、下の絵を御覧いただくと、元気～フレイル予防、フレイル～要支援、要介護や認知症と、右に行くにつれてだんだん状態が重くなっていくということですが、それぞれの状態ごとで活動を切ってしまうのではなくて、いろいろな状態になりながらもいろいろな活動を選べるというのが理想であろうということで、そういう考え方に基づいて我々としてはこの総合事業を見直して、地域包括ケアをより進めたいと考えております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料8について、厚生労働省福祉人材確保対策室、吉田室長より御説明をお願いいたします。

○吉田室長 失礼いたします。福祉人材確保対策室長の吉田です。

資料8「介護人材の現状と対応等について」に基づいて、人材の関係を御説明させていただきます。

2ページ目です。

介護職員数の推移をグラフにしてございます。足元は215.4万人という形で、制度創設当初からは介護職員の方がたくさん増えてきているという状況でございます。

3ページ目です。

一方で、有効求人倍率などを見たときには、全産業と比べても介護分野は非常に高い状



況になってございます。あわせて、2040年に向けては、生産年齢人口が減っていく中で、人口構造の変化の中でより人手不足感が強まってくるだろうということも言われているところ です。

4 ページ目です。

総合的な介護人材確保対策ということで、介護保険事業計画を市町村、都道府県のほうで策定いただいています。それに基づいて推計をしますと、2040年度には、上の箱には書いていますが、280万人の介護職員が必要となってくるというところですので、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるように、その担い手を確保していくことが求められています。

その関係で、対策としては、表になってございますが、処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備という5本柱で総合的な対策に取り組むということをしてございます。

5 ページ目です。

各論に入っていきますが、処遇改善については、先ほど山口課長からもありました累次の処遇改善を進めてきてございます。

6 ページ目は直近の状況で、直近の報酬改定において加算率の引上げを行うとか、複数に分かれていたものを一本化するなどの措置を講じているところ です。

7 ページ目です。

新たに入ってきていただく方を確保していくという視点も重要です。その観点から、修学資金の貸付けなども実施しているところ です。

8 ページ目を御覧ください。

修学資金の貸付けについては、養成校で学ばれている生徒さんに学費等を貸し付けるというスキームになってございます。図の右側にありますが、5年間介護現場で働いていただいたときには返済を全額免除していただくということで、なるべく多くの方に参入いただけるようにということで、こういう貸付けも実施しているところ です。

9 ページ目です。

裾野を広げるというような観点から、入門的研修というものも実施してございます。非常に簡易な研修を入り口として介護現場に入ってきていただくということで、実施例を3つほど挙げていますが、基本は座学を中心にこういう取組を各自治体などでやっていたというところ です。

10ページ目を飛ばしていただいて11ページ目ですが、これは事例になります。今申し上げた入門的研修に加えて、左側に書いていますが、体験実習、また左上のほうに書いていますが、事業所側に働きかけをして、業務の切り出し、業務の切り分けなどしながら、新しく入ってきていただく方が仕事をしやすいような工夫をされている。そういう現場での実践が積み重なっています。こういうものをより横展開していくような形で、我々としては今予算などを確保して取組を進めているところ です。

13ページ目を御覧ください。

生産性向上、また業務改善という取組を併せて進めているところです。職員の方々の業務負担の軽減を図っていくという観点で、職務を見直したり、ICT、テクノロジーを積極的に導入していくことを進めています。ガイドラインなどを作成し、現場に定着していくようにということで取組を進めているところです。

14ページ目です。

具体的な業務改善の手引ということで、どういうことをやっていただくかというのを書いていますが、例えばICTという観点では、左下の「④記録・報告様式の工夫」ということで、タブレット端末を使っていくとか、その横、「情報共有の工夫」ということであれば、インカムなども使って現場でタイムリーな情報共有ができるようにしていくとか、そういうような工夫を現場でやっていただけるようなサポートを我々として進めているところでございます。

15ページ目です。

魅力発信ということで、介護職のイメージを上げていく、社会的評価を向上させていくという観点で、情報発信の取組を強化しているというところです。国レベルではポータルサイトなども作って、動画などもそこに置きながら、イメージしやすいもの、介護職を分かってもらいやすいようなコンテンツを用意していくこともさせていただいていますし、右側、各都道府県で様々な取組もしていただいているところです。

具体的には、16ページ目ですが、これは広島県の取組です。「カイゴのガッコウ」と書いてありますが、各種事業所団体等から成る協議会をつくれ、小中学校へ出前講座をされて、継続的に若い方々に介護のイメージというものを植えつける、浸透させていくということをしつつ、また「介護の日」というものが設けられていますので、その周辺でイベントを、ここで紹介しているのは、現役職員が来たり、住職さんが来られたりという形で、様々な方に入っていただきながら、介護にまつわるような方々の現場の声を聞いていけるような取組をしつつ、若い方の介護への関心を高めていこうという取組をしていただいているところです。

17ページ目、各論の最後ですが、外国人介護人材の受入れの仕組みです。今4ルートで入ってきていただく仕組みになってございます。例えば一番右、特定技能が一番多くの方々が今入ってきていただいているところです。図の中にもありますが、2万8400人ということで、特にコロナ明けに入国制限が緩和された後から、特定技能で介護現場に入ってきていただいている外国の方がぐっと増えてきているところでございます。

具体的に、こういう方々に長く来ていただいて、日本で定着をしていただいて、資格を取っていただいて、長い期間、日本の介護現場で働いていただくことが重要だろうということで、18ページ目ですが、具体的には日本語学習、学習支援的なこと、ここで御紹介しているのは「介護の日本語学習WEBコンテンツ」ということで、自学自習を外国人の方々ができるようなウェブコンテンツを作ったり、4のところに書いていますが、国家試験対策

向けの講座という形で、資格を取っていただければ、長い期間、日本で働いていただけますので、その実践的な試験対策としての講義と演習、座学とグループワークを組み合わせたような取組を徐々に始めていまして、全国的にこういうものを進めて、より多くの外国人の方々に学んでいただくというようなことも進めているところです。

あわせて、最後の19ページ目ですが、海外に向けた日本の介護についてのPRということで、国際的に人材獲得競争が激化しているということはよく指摘されるところです。日本の介護について、海外でその実態、どういう現場になっているかということをよく知っていただくとか、また、右側ですが、介護という概念が海外にはなかったりしますので、日本の介護が大事にしてきた自立支援とか尊厳という考え方なども含めて海外に向けて発信をしていく、オンラインセミナーの開催もさせていただいています。

また、左下にアンバサダーと書いていますが、既に日本の現場に入らせていただいている活躍されている各国の方々がいらっしゃいます。こういう方々に、SNSなども活用していろいろな情報発信、また先ほど申し上げたオンラインセミナーにも参加をいただいて、現場でどういうお仕事をされているのか、日本での生活がどうなのかということ、現地の方々、日本の介護について関心を持っていただいている方々にお知らせし、多くの方々に日本に来ていただけるような取組を進めているところです。

私からは以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料9について、厚生労働省職業生活両立課、平岡課長より御説明をお願いいたします。

○平岡課長 職業生活両立課長の平岡と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料9に基づきまして、介護離職の防止について、特に仕事と介護の両立支援の在り方などについて御説明させていただきたいと思っております。

今画面に投映していただいておりますけれども、今回、育児・介護休業法と次世代法の一部を改正する法律案につきまして、3月12日に閣議決定をして今国会に改正法案として提出させていただいております。

この内容については、上の「改正の趣旨」のところにありますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにすることを大きな主眼としております。

そして、「改正の概要」のところにございますが、特に今回の検討会に関係いたしますのが3番の介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等で、育児・介護休業法の改正という形になります。

こちらの考え方につきましては、ちょっと資料に書いてなくて恐縮なのですが、介護離職の要因については、勤務先や家族、サービスなど、様々な要因があると考えておりますけれども、特に仕事と介護の両立を支える介護休業や介護休暇の利用が低水準にとどまっているということから、両立支援制度が整っているにもかかわらず利用が進んでい

ないといった課題に対応するような改正内容となっております。

具体的には、次のページを御覧いただければと思います。この資料は、水色の部分が現在ある制度、オレンジの部分が今回見直しをする内容となっております。

「見直し内容」のところにありますが、現行でも育児・介護休業法上、介護休業や介護休暇、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限、選択的措置義務、そういったものが事業主にかかっております。

こちらについて、先ほど御説明しましたように、あまり利用が進んでいなかったり、効果的に利用がされていないという課題に対応するために、下のオレンジ色の部分に書かせていただいているような見直しをすることを今回改正法案として提出させていただいております。

具体的には、「事業主に以下の措置義務」とありますが、まず介護に直面した労働者が申出をした場合に、会社の両立支援制度等に関する情報について個別に周知をしていただいていた意向の確認をしていただくこと。2つ目が、もう少し早い段階、40歳などを考えておりますが、介護に直面する前に両立支援制度等に関する情報提供を行っていただくこと。この※のところがありますが、あわせて、事業主のほうから介護保険制度についての周知をしていただくことが望ましいということを示すことを考えています。

なお、40歳としておりますのは、40歳で介護保険の第2号被保険者になりますし、40歳以降、介護離職などが始まってしまうというところがありますので、40歳等という形にさせていただきます。

研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備を行うことも事業主に義務づけることとしております。

あとは、下のところに※もありますが、介護休業について「介護の体制を構築するために一定期間休業するもの」であることを正しく理解をしていただくことの促進を図る観点から、事業主による個別の周知等を行う際にはその制度目的を踏まえることが望ましいということも指針で示していくことを考えております。

その次に、介護期の働き方について、労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務にしたり、介護休暇について、現在、勤続6か月未満の労働者については、労使協定を結べば対象から労働者を除外できるという仕組みがありますが、こちらは廃止することを考えております。

次のページ以降につきましては、参考資料をつけさせていただいております。

時間も限られていますのであまり御説明しませんが、後ろには介護離職者の現状や介護休業制度等の利用の現状などを資料としておつけさせていただいております。

説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○柳川座長 ありがとうございました。

続きまして、資料10について、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、尾崎企画官より御説明をお願いいたします。

○尾崎企画官 尾崎と申します。よろしくお願いたします。

資料10を1枚おめくりいただいて、2ページ目でございます。

現在の認知症施策については、2019年6月に関係閣僚会議の決定として定められました「認知症施策推進大綱」というものに基づき実施してきているところでございます。

右下の箱を御覧いただければと思いますが、施策の主な柱としては5本柱となっておりまして、オレンジのところにありますとおり、認知症の方や家族の視点を重視するというものが横串の考え方となっております。

次をおめくりいただきまして、そういった中で、昨年6月、議員立法によりまして「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、そして、今年の1月1日から施行されたところでございます。

一番上の「目的」のところを御覧いただければと思いますが、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するということになっております。それによって、赤い矢印のところでございますが、共生社会の実現を推進する。

この共生社会というのは、認知症の方を含め国民一人一人が個性と能力を十分に発揮して、相互に、認知症の方もあくまで支えられる側という一方的な関係ではなくて、相互に支え合いながら共生する社会というものを共生社会として、それを実現していこうという考え方の下につくられたものでございます。

2番目に、認知症施策を行うに当たっての基本理念が7本、柱として挙げられております。全部を申し上げる時間はありませんけれども、①のところにありますとおり、全ての認知症の方が基本的人権を享有する個人として、自らの意思、先ほど大綱では本人・御家族の考えを重視するとありましたが、こちらでは自らの意思によって生活を営むことができる。

②、認知症の方だけではなくて、国民が正しい知識、正しい理解を深めることができる。

③、認知症の方にとって、日々暮らす上での障壁となるものを除去するといったことや、地域で安全・安心、自立した生活を営むことができる。そして、意見を表明したり、社会に参画する機会を確保するといったことがございます。

また、例えば⑤には、認知症の方だけではなくて、家族も地域において安心して生活を営むことができるといった話も掲げられております。

そして、⑦ですけれども、認知症というと保健・医療・福祉の問題と思われがちですけれども、教育、地域づくり、雇用といった幅広い分野で総合的な取組として行われるといったことも理念として挙げられております。

そのほか、3番目は、国・自治体だけではなくて、国民の責務、正しい知識、正しい理解を深める責務、それから※のところちょっと書いておりますけれども、保健医療・福祉サービス提供者だけではなくて、日々暮らされる上で関わるような公共交通とか金融とか小売といった生活基盤となるサービスを提供する事業者の責務を規定しております。具

体的には、責務として、自治体・国が行う施策への協力、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮を行うことというのが努力義務とされているところでございます。

4番目としまして、国のほうで認知症施策推進基本計画というものを、本人、御家族等の御意見を聞きながら策定する。自治体においても、同じように御意見を聞きながら計画を定めることが努力義務となっているところでございます。

おめくりいただいて、5番目に、基本計画、それから自治体が定める計画の柱になってくる基本的施策というものが①から⑧の8本と、それから※のところは4つほどありますけれども、掲げられております。基本理念を受けまして、国民の理解の増進や、認知症のバリアフリーの問題、社会参加を進める、そういったことが掲げられているところでございます。

最後に、認知症施策を総合的、計画的に進めるための体制として、総理を本部長とする推進本部を設置することとなっておりますし、基本計画の策定に当たっては関係者会議を設置して意見を聞くこととなっております。

以上が法律の概要でございまして、この施行が1月だったのですけれども、次のページを御覧いただきまして、6月に成立してから1月までの施行に少し時間がありましたので、その施行に先立ちまして、認知症の方御本人、御家族、有識者の方の声を直接お伺いしながら政策に反映しようということで、岸田総理主催で「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を設置して、いろいろ御意見をいただきまして、年末に意見の取りまとめをいただきました。

下の枠囲みのところを御覧いただければと思いますが、基本的考え方のところですが、共生社会を実現するためには全ての認知症施策や取組を、先ほど御説明した基本法の理念に基づいて、立案するだけではなくて、実施もそうですし、評価もする、そういったことをちゃんとやるようにと。それから、ここには書いていませんが、自分事といったキーワードの意見の取りまとめに入っているところでございます。

2番目としまして、法律にもありましたが、普及啓発・本人発信支援ということも挙げられております。認知症になると何もできなくなるといったような古い認知症観ではなくて、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観や、基本法について理解促進を図る。それから、後で説明しますが、認知症の御本人の姿や声を通じてそういったものを具体的に伝えていくことをしていこうという御意見をいただきました。

そのほか、地域ぐるみ。これは認知症の人、御家族といった点だけではなくて、地域全体で面として支え合う体制をつくるということで、社会参加の機会確保や意思決定支援の環境整備、それから、幅広い企業が経営戦略の一環として取り組むような形で認知症バリアフリーを進めるべし、そういったことが指摘されております。

4番目については、先ほど平岡課長から御説明申し上げました、仕事と介護の両立支援等も大事だと。御家族も介護をしながら自分の人生を大切にできる環境整備が必要といった御意見をいただいております。

5 番目、研究開発・予防ということで、研究開発も研究のための研究ではなくて、本人・家族等に役立つ形でやっていくべしということでございます。

6 番目は、これは認知症だけのお話ではないのですけれども、独居高齢者が増えているということで、そういった方の生活上の課題について取り組んでいくということが挙げられております。

枠囲みの上に戻っていただきまして、こういったいただいた意見を、これから法律に基づいて基本計画をつくる中で十分踏まえて策定するように、それから、育児・介護休業法の改正に取り組むように、高齢者の生活上の課題についてはガイドライン等を策定するようにといったことが求められているということで、青の矢印のところがございますが、実際取り取りまとめを踏まえまして、そして、関係者会議というものも3月28日に第1回を開催しまして、これから秋に向けて政府として認知症施策推進基本計画を策定する予定でございます。

6 ページ以降は、時間もありませんので割愛しますが、認知症サポーターの養成状況や、それから先ほど本人発信支援を進めているという中で、国として御本人さんたちに普及啓発に御協力いただいている状況や、それから、役所だけではなくて官民連携となった形で認知症バリアフリーを進めていくために協議会や業界ごとの手引を作っていることの御紹介でございます。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、続いて意見交換に移ります。

皆さんにできるだけ複数回御発言いただけるように最大3分となっているのですけれども、大分時間が超過しておりまして一巡させるのもぎりぎりかなみたいな感じになりますので、恐縮ですけれども、できるだけ3分弱で御発言いただければと思っております。誠に申し訳ございません。

それでは、いつものように、決められている順番で御発言いただければと思います。

まず、大空構成員よりお願いいたします。

○大空構成員 ありがとうございます。

認知症の高齢者の増加を踏まえた施策とか地域社会の在り方というところと、この中に関連する社会参加の機会の確保みたいな観点から、前回と重複する部分があるかもしれないと恐縮ですが、インセンティブの設計をどうしていくかみたいな観点を少しお話をしたくて、と言いますのも、社会参加もそうなのですから、例えば介護人材の確保においても、当然重要となってくるのが介護報酬に代表されるような金銭的なインセンティブ。ただ、これが果たして足りているのかということと、やりがいをどう確保していくのか、非常に難しいところがあります。

今回出た議論もそうですし、いろいろなところで、どうやって高齢社会の中で高齢人材を活用していくのかというのが観点になるわけですが、例えば、我々も1,000名ぐらいのボ

ランティアを抱えているNPOですけれども、続けていくということが非常に難しいのですね。ありとあらゆる体制をやって入り口をつくっていただくというのが重要なのですが、報酬だけのやりがいとなると非常に難しい。

例えば、足立区なんかは元気応援ポイント事業というのをやっています、これは何回かボランティア活動をしたらポイントがたまって、活動交付金みたいものが年間1万円ぐらい区からもらえるのですね。

それ以外にも大きなインセンティブとしては、勲章・褒章があると思いますけれども、例えば、2016年の改革で、一定数保育士さんとか介護士さんとか自治会長経験者にも、毎回50人程度は褒章・勲章をとということで数値目標を設定されているのですが、この辺りをもう少し、例えば認知症サポーターもそうかもしれませんし、今回お話にあったような分野にも拡大をしていく。

特に介護の分野は、長年、何世代もやっているような社会福祉団体には褒章・勲章が行っても、NPOは非常に少ないという現状もありますし、女性なんかはほとんどいない。10%ぐらいなのです。ただ、民生委員さんなんかは多くが女性でありますので、介護とか、特に認知症への支援みたいな分野で活動されておられる方に、社会全体でどうやって、報酬とは違ったインセンティブを、内閣府も賞勲局を抱えているわけですから、ぜひ御検討いただければいいのではないかと感じています。インセンティブの部分で少し御発言させていただきました。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、檜山構成員、お願いいたします。

○檜山構成員 厚労省では、加齢に伴う認知機能の低下が引き起こす社会課題を、取り巻く地域全体で理解を深め、生活を支えながら、認知機能が低下しても参加できる社会というところまで含めて地域社会をデザインする政策を動かしている。それを踏まえて、前半にありました文科省の政策の中で、リカレント教育による高齢者人材の社会参加と地域づくり、地域のニーズに応える産官学民が連携した支援事業によって構築されていく仕組みとは親和性も結構あるのではないかと感じております。

実際の介護の現場は人手不足で、ものすごい量の業務を抱えていきながら、こういった新しい取組へ対応していく必要があることも考えなくてははいけません。その一方で、新しい社会参加の人材層でもある高齢者、特に地域の中の元気な人たちの学びと参加の場を創出する政策があるわけです。その2つ政策を別々に完結させずに、何とかうまくつなげていける政策間の連携をもし引き起こすことの支援や奨励ができるのであれば、それぞれの政策目標への取組をもっとうまく地域の中で作動させられる可能性が高まるのではないのでしょうか。

私からの一つの提案になります。ありがとうございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、権丈構成員、お願いします。

○権丈構成員 先ほど資料1については後ほどという話があったので、資料1から始めま



す。

資料1の健康寿命のところを須藤さんは飛ばしていましたが、前回も話しましたが、厚労省の2019年にまとめた「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」の報告書には、「健康寿命はKPIとしての適正性に欠ける」と記されていたことは繰り返しておきたいと思います。

それと、この会議では高齢社会についていろいろ考えているわけですが、超高齢社会になっていくということは、市場から直接所得分配を受ける人の割合が減っていくということですね。

全世代型社会保障構築会議の報告書の説明が今日ありましたけれども、3ページに、社会保障は市場による所得分配のゆがみを正す役割を果たしていくということが書かれています。超高齢社会では市場による所得分配のゆがみは増していきまして、それを正すために政府による所得再分配である社会保障の役割が増していくことが、これは一対一対応の関係で起こってきます。

ところが、この国の人たちは社会保障に要する財源調達の側面を負担と呼んでいるのですね。負担が小さいほうが望ましいに決まっているわけですが、それを小さくしようとするあまりに、市場による所得分配のゆがみを放置する傾向がどうしても出てくる。

社会保障負担率と呼ばれているものは、私は社会保障の役割の意味を反映した社会保障連帯率と呼ぶべきだと思うのですが、これまでの日本の歴史、加えて社会保障教育の未熟さゆえに、この国の人たちは、社会保障のための負担を抑えることは、市場による所得分配のゆがみの是正を犠牲にしているということにはあまり気づいていない。

もちろん申し訳程度に介護労働力を節約するために生産性の向上などと言われますけれども、これからの介護ニーズの増加を考えていくと、サービスの質を落とさずにロボットの活用とかで節約できる介護労働力は限られておりますし、ロボットを使ったり、ICTの活用をするということは要するに労働を資本に代替していくことなのですが、そのためにもお金がかかってくる。これから先の労働力希少社会の中では、介護労働力を他の市場との競合の中で確保するためには、賃金をはじめとした労働条件を上げていく必要が高まる。

そうした社会的なニーズを賄うだけの財源が不足すると、公的介護というのは給付の縮小を迫られることになっていきます。給付の縮小を行って、そのニーズというものを家計や市場に任せていくことになる。こうしたことは実はここ何年間も続いていて、老健局の仕事というのは、私はずっと撤退戦に入っているなと思っております。

介護保険の撤退戦というのは、サービスをニーズではなく支払い能力に応じて利用できる社会に向けた動きとなるわけで、これを反転させて、せめて介護とか医療とか保育とか教育くらいは、支払い能力ではなく、ニーズに応じて利用できる社会をつくっていくのであれば、社会連帯率を高めていく必要がある。

すなわち、介護で言えば、構築会議の報告書に書かれている、負担への「金融資産の保有状況等の反映」は当然としつつも、連帯の幅を広げて、被保険者年齢を例えば20歳まで

下ろすなどの、他の国では普通にやっていること、そういう財源調達を考えていく必要が出てくる。高齢社会での対策を考えていく上では必須のテーマだと思っています。

もう一つ、全世代型社会保障構築会議の報告書に出てくる、能力に応じて全世代で支え合うというのは、殊、社会保険に関して言えば、財源調達側面におけるの応能負担を意味しているのであって、給付は必要に応じて行うのが社会保険の原則です。つまり、社会保険は給付の段階では所得を見ない。この原則を破っているものに、高在老とか医療・介護の利用者負担率の差などがあります。

これは、若返った日本人という人たちが多くいるこの社会で、前期高齢者が若返ったというのが老年学会・老年医学会の提言だったわけですがけれども、物すごく高い優先順位を持つワークロンガー社会という政策目標の、我々の世界ではインセンティブ・コンパティビリティと言うのですけれども、誘因両立性というものの中で矛盾が生まれてきます。自己負担率の差など、ほとんど財源効果のない労多く害多い仕組みは、負担率統一の方向に向けて改革を始めるべきだと思います。

高齢期に入ったときに、ワークロンガーを実行した際の税や社会保険料が増えるのは筋が通っていて納得はできると思うのですけれども、働いたら給付まで減る、ワークロンガーということを実行していくと給付が減るというペナルティが課されるような、理不尽で、高所得者を社会保障に包摂する意味でも失敗の原因になっていく側面があるということで、社会保険の給付時には所得を見ないという社会保険の原理をこれからの超高齢社会に向けて追求していくべきだと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続いて、若宮構成員、お願いいたします。

○若宮構成員 まずお願いしたいのは、介護の手前に自立支援があるべきだと思うのですね。やはり自分でできたほうが本人もうれしいわけですから、できれば自立支援を。自立支援で足りないところを介護で補っていく。北欧なんかはそういう考え方の方が多い。自立支援のために、ロボットとか、テクノロジーとかICTを使ったいろいろな道具が出てくるのではないかと考えています。

それから、教育のほうですけれども、制度的には今どこの自治体でも生涯学習課というのがあって、そこで教育をすることになっているのですけれども、ここでいろいろなお話が出た、金融のこととかもそうですけれども、そういうテーマが取り上げられていない。私の知っている範囲では非常に少ないような気がするのですね。

あれは教育長さんがトップということですがけれども、教育長さんがもう60過ぎた方が多いということもあって、どうしてそういうのをやらないのですかと伺いますと、適当な講師が見つからないからということですがけれども、教育ということにもっと力を入れていかないといけなくて、その中でどんどん進んでいくべきだと思います。それが1つ。

それから、認知症との関係ですがけれども、高齢者は物すごく難聴で、耳が聞こえづらい

という人が非常に多いのですね。難聴が進むと認知症にもなりやすいと言われているのですけれども、難聴問題についてもぜひ取り上げていただきたいと思います。これは何もウェルフェアの問題だけではなくて、例えば道路交通法上の問題もあると思うのですね。そういうことで、難聴の実態調査とか。

難聴というと、私なんかは自分自身が当事者ですから、すごく大きい声でが一つとおっしゃってくださるのですけれども、そうではなくて、はっきりゆっくり話していただくことが大事なのです。聞こえない、聞こえないと一々言っていると後ろに並んでいる人に申し訳ないから、「レジ袋は要りますか」、「おはしはどうですか」と言われても、もう面倒くさいから「いいです」とみんな言っているわけですけれども、実際は聞こえていない人はもっと多いのではないかと思うのですね。

今度いろいろ調査をされる機会があったら、視力もそうなのでしょうけれども、聴力についても聞いていただければありがたいと思います。失礼します。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、飯島構成員、お願いいたします。

○飯島構成員 ありがとうございます。

厚労省様からの資料全般に関しては賛同しております。その前提で、特に資料7の16～18ページに書かれてある「介護予防・日常生活支援総合事業」に関しましてコメントさせていただきたいと思います。私自身、全国数多くの自治体の行政の方とやり取りをしながら、いわゆる健康長寿と更にウェルビーイングを意識したもの、すなわち「幸福長寿」的な要素も一緒に実現しながら、少なくとも介護予防を底上げしたいということで、課題解決型の実証をいろいろやってきております。その経験上から、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

16ページから18ページに関しまして、「社会参加・社会的な役割を持つことが生きがいや介護予防につながる」とか、「医療・介護専門職種がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていく」とか、「高齢者自身が適切に活動を選択できるように」という文章が記載されており、おっしゃるとおりのコメントが書いてあります。

ただ、現場を見てもみると、ちょっとギャップを感じるというか、そこまでよく理解できていないのではないかと思います。すなわち、その狙っている方向の活動ができていないかなという感じがしてなりません。簡単に言いますと、住民主体という活動をうまく醸成できていないかなというのがとても感じる点です。

逆に、住民主体活動をうまく醸成し、仕掛けることができれば、住民の方々はこちらのアクティビティーまで成長するというのを見てきましたし、特に男性シニアの方々も一定割合入ってくるということを経験していますので、そこら辺の現場のズレを感じます。

言い換えれば、専門職種の方々（そのなかには行政の専門職種、外部委託の専門職種）は、確かに頑張っているのですが、ハイリスクアプローチに特化したトレーニングを受

けていて、一方で住民主体を醸成するという部分がごちゃごちゃになっているように見えます。例えば住民ボランティアの方々を活用するときに、結果的に測定補助員のような形で関わっていただく結果となり、決まり切ったルールの上に乗っかっているだけで、あまり主体的に考えることが出来ていない。しかも、例えば健康チェックによってあぶり出されたデータがいま一つ良くなかった方に対して従来のハイリスクアプローチを当てはめてやろうとしていく。そこらの取組によって、結果的に思ったほど十分な成果が出ていないという側面を多く目にします。

これらの書きぶりとしては難しい部分もあるのですが、特に専門職種の方々によるハイリスクアプローチという話と、住民の方々が主体的に活動してもらうという話、およびポピュレーションアプローチという戦略を、もう一回しっかり彼らに再認識していただいて、戦略的な対応の方向性を微修正いただくことが求められるのではないかと、現場からの経験として感じております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、猪熊構成員、お願いいたします。

○猪熊構成員 ありがとうございます。

医療・介護と認知症について少しコメントさせていただければと思います。

まず、医療・介護ですけれども、高齢者人口のピークは2040年代に来ますけれども、医療・介護ニーズはそれ以降も高まります。初回のときに85歳問題の話をさせていただきましたけれども、医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口は、2060年に1170万人にまで増えると推計されています。病院など医療現場での介護とか、介護施設など介護現場における医療をどうするかといった問題は既に検討はされていますけれども、そのスピードを加速化する必要があると思っています。

85歳以上人口の急増で、在宅医療や介護の整備の必要性が高まります。地域によっては、がんで認知症の独り暮らしの方が自宅で暮らせるような訪問診療・介護・看護が提供されているところもありますが、ごく限られます。在宅医療の質・量を上げるための施策のさらなる検討が望まれます。

また、現役世代の急減で、人手不足が懸念されています。とりわけ不足が懸念されるのが介護の分野で、中でも有効求人倍率が15倍といわれる訪問介護は、更に魅力のある仕事にして、人が集まるような職場にしていくことが望まれます。

訪問介護の事業者の方から、利用者から買い物の内容を聞いて個々に買い物に行くよりも、ネットスーパーの注文を手伝うサービス区分があってもいいのではないかという話を聞いたことがあります。通信環境のない家にはデバイスを配布するなどして一緒に注文するというようなことで、時代に合った援助内容にしていく。そういう見直しも必要かと考えます。

認知症については、レカネマブは日本の快挙で、創薬の加速化とか脳の仕組みの解明な

どの研究開発は大いに進めていってほしいと思います。他方、認知症を早期に発見することが、今、ビジネスの視点も加わって盛んになってはいますが、根治薬がない中では、発見されただけで放っておかれると早期発見・早期絶望になりかねません。地味ですが、認知症教育にきちんとお金をかけてほしいと思っております。

認知症で特に問題になるのがBPSDと言われる認知症の行動・心理症状です。暴言とか、物盗られ妄想とか、外に勝手に出ていってしまうなどの症状です。これは、本人も家族も大変困りますけれども、その理由が何かということが分かれば対応したケアができます。

認知症の方の中には、家の中に女の子が見えるとか、指から光る糸が出てくるのが見えるとおっしゃられる方がいて、すごく家族も驚いて否定してしまうわけですが、幻視が現れやすい認知症があるということが分かっているならば、家族も対応ができ、そうした知識と理解のある家族と一緒に暮らせれば、本人の生活の質も違ってくると思われま

す。認知症は決して怖いものではないとか、認知症の人は自分たちと違った人ではないということを、これは大人がステレオタイプの偏見を持っていると子供にも影響しますので、幼いうちからきちんと教育することも大事だと考えます。教育という面では、医師など医療者の方に、85歳問題に備えて認知症や老年学、老年医学を学ぶことをもっと強化してほしいなということも思っております。

もう1点だけ、ハードの力、建物など環境面の整備も必要だと思っています。以前、認知症の方の頭に小型カメラ付きのゴーグルをつけて、その人の視点を記録した研究がありました。すると、下を向いて歩いていくという特徴が見られました。道案内の標識を頭上につけてもあまり意味がなく、目線の低い位置につけたほうが認知症の人にはよいということが分かって、それを基に商店街でのまちづくりに役立てたという話を聞いたことがございます。

障害を持った人が暮らしやすいまちづくりというのは、ユニバーサルデザインの考えにも通じて、全ての年代の人に役立つと思います。1960年代に20歳代だった日本の中位数年齢が、これは人口を年齢順に並べてちょうど真ん中に当たる人の年齢のことですが、今は50歳代となり、すごく日本が年老いてきていることがわかります。そうしたことを考えながらのまちづくりとか、標識ですとか、建築を考えることも必要ではないかと思っています。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、大月構成員、お願いいたします。

○大月構成員 私は、地域全体で高齢者をどう支えていくということがテーマだと思っておりますので、その点について2点御指摘させていただきたいと思

います。1点目は飯島先生がおっしゃったことと非常に近いことですが、地域で高齢者を支えていくためにプロフェッショナルとアマチュアの人がいい役割分担をしていく、その間のグレーゾーン、お互い掛け持ち的な関係をつくって支えていくという仕組みをつくるのは非

常に大事だなと思っています。

まず、プロフェッショナルの方々も介護離職しなければいけないという現実も踏まえて、できれば仕事の形態を少しずつ変えていく。例えば、現場に直行直帰で行く、あるいは週の何曜日の何時間だけ私はそこで働くみたいな、ICTなどを使いながら別の形の働き方改革をしていくということにおいて、ほかの仕事と掛け持ちしながらその人の専門性が生かせるということも可能だろうし、逆にアマチュアの方に関していうと、前回も話しましたけれど、イギリスなんかでやられている社会的処方みたいな中で、ボランティアプラスアルファの形で、地域のお隣さん、近所の方々が何曜日の何時だけは見守りに参加するみたいな、そういうグレーゾーンを使った支え方を早く構築する必要があるのではないのかなと思います。これが1点目でございます。

2点目は、今日の説明の中で外国人の介護人材の確保がございましたが、これは実に早急に用意しておかなければいけない話題だと思っております。例えば、今、大阪にはサ高住と診療所を併設して、特に中国残留孤児だった方々を対象にやっている。つまり、幼少期に日本語でしゃべっていない方が日本に移住されるということが、近年、物すごく増えているわけですが、高齢期になりますと子供の頃に習った言葉しかしゃべれなくなってしまふ。そうすると、日本語をしゃべれる介護人材をどんなに育成しても対応できないので、地域の中で外国語をしゃべれる方々をどう確保するかという観点も非常に重要なことと思っております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、駒村構成員、お願いいたします。

○駒村構成員 7点ありますので、簡単に申し上げます。

まず資料1の全世代型の話でございます。これはこういうまとめであるということは理解しておりますが、もう一つは、ジェネレーション単位ではなくてライフ、生涯に着目するような部分もあるのではないかと思います。

例えば、子供の時期における良好な成育環境の保障、これ自体、認知機能の維持、老後の認知症の発症率に影響を与えるということも分かっていますので、良好な成育環境を早い時期から保障していく。これは教育格差、貧困も含めてますが、子供時代の良好な成育環境が、将来の医療・介護費の抑制にもつながるのではないかと思います。

それから、資料6の21ページ、身元保証の問題というのはこれから大問題になっていく。未婚率の上昇等々があります。既に生活保護の葬祭扶助なんかはかなり増えていくのではないかと思います。身元保証の仕組みについては国が踏み込んだ対応を急いでやったほうがいいのではないかと思います。

それから、資料6の16ページで、金融資産に負担を求めるとするのは一つの考え方だと思います。先ほど私が紹介した高齢者の資産についてみると、認知症の方の金融資産が大体200兆円あると推計されます。プルーデント・インベスタールールをここに適用して運用

していただくことによって、金融資産そのものが増えることとなりますので、例えば200兆円に1%の金利がつけば2兆円の利益が出て、それに対して保険料を求めることができれば、10%でも2000億円が出てくるということなので、金融資産を増やすという部分も重要ではないかと思えます。

資料8について、介護労働者確保の話は分かりました。一方で、見逃されている部分、現在、福祉分野はブラック職場化して、福祉分野の公務員、社協の職員はかなりの離職率になってきているという部分についても目配りをしていただきたいと思います。と思っております。

5番の資料7については、16ページ、17ページ、様々な主体との連携はこれから重要だと思います。医療・介護の中では情報連携が進んでいると思いますけれども、医療・介護の枠外の民間事業者との情報共有において、個人情報保護の問題が障害になっていないのかということは確認したいと思っております。

6番目の資料10、認知症のところでございますけれども、先ほど飯島先生から、本人がなかなか認めたくないというような方も多く、あるいは本人が認識していないという方に対してどうするか。もちろん新しい認知症の考え方というのは、なかなか外部からわからない認知症の不便さについて、認知症御本人の意向、発信を大事にすることは当然です。一方で、御本人がなかなか認知機能の低下や認知症を認識、把握、受け止めることができていないような方に対する合理的配慮はどうやるのだという部分を具体的に考えていただかなければいけないのではないかと思います。

7番目は、猪熊さんが先ほどお話ししたとおりでありまして、私は認知症という言葉をあえて使っていませんけれども、認知機能が低下する、誰もが人生後半部分でそれを経験することになるのですけれども、そういう認知機能の低下を経験する人が増える社会でも使いやすい公共交通機関の標識とか、様々なマニュアルとか、行政文書の見直し、認知機能バリアフリー的な発想で見直していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインの藤波構成員、お願いいたします。

○藤波構成員 ありがとうございます。

私のほうから、介護離職に関連して幾つかコメントさせていただきたいと思えます。

1点目ですけれども、企業のほうで先ほど介護離職者が多いことが課題になっていることでしたけれども、御説明のところ割愛されていましたが、介護休業を取るときに、基本的には本来介護の体制を構築するというので、介護を本人がずっとやることを前提に介護休業の仕組みはつくられていないと思うのですけれども、利用する側としてはそういうふうにあまり認知していないというところが数字として出されていたかと思うのです。そこをもっと企業側と連携して、介護の休業期間でいかにプロに任せていくかという仕組みを構築するというところを、御本人だけではなくて、いずれ自分も介護される側になっていくわけですので、働く人たちがプロに頼んでいくというところの啓発をしてい

くべきなのではないかと思っております。

2点目は、それに関連してですけれども、例えば最近、休業の仕組みを取りやすくすることだけではなくて、ベネフィットポイントみたいなものを利用しやすくしている企業さんが増えてきていると思うのですけれども、今ですと若干の費用補助だったり、相談支援のところではベネフィットポイントを使えるということになっているかと思うのですが、例えば、今後、介護の家族が出てきたときに、ベネフィットポイントを新たに付加するというような何か新しい取組、直接的な金銭の支援ということではなくて、間接的にそういうような仕組みで、もっとベネフィットポイントを柔軟に使えるようにするというのも介護離職を防ぐ方法としてはあるのではないかなと思いました。

3点目ですけれども、企業の中で、これは介護に限らず育児とかも全てそうなのですけれども、今までは終身雇用とか年功ということによって長く働くことが前提だったので、いずれは自分がそういう立場に来るよねとか、お互いさまだよねというようなところで我慢し合う、譲り合うということで、多少の不公平感みたいなことに皆さんは目をつぶってきているところがあったと思うのですが、前回までの中でも出てきましたけれども、これから70、80までずっと生涯現役で働くようになってくると、1つの職場に長く勤めるということではなくなってくるとなると、例えば介護離職を防ぐためにも、休業しているときにサポートする人材の人たちとか、あるいは復職してくる場合にどうするか、そういう仕組みもセットできちんと考えていかないと、お金だけとか、休みが取れるようになっていけばいいというだけでは利用する人は増えていかないと思いますので、雇用の仕組みとか社会全体の在り方みたいなところで、どこまでが長期的な決済の中でのお互いさまで済ませるのか。そうではなくて、今の若い世代の人も支え合うのであれば、そこにもメリットがあるような仕掛けを出すというところのバランスみたいなものは、特に国が打ち出すのであれば、そういうところを意識して情報発信をしていただくことが必要なのではないかなと思っております。

最後に、外国人の介護人材のところでは、これからますます重要になるということでしたけれども、一方で、若い人材ということで修学支援金を出されているというお話があったかと思うのですが、お金を出すということもちろん非常に重要ですが、若い人たちが介護という現場に行って、介護をするという、新しい職場になじむだけでも大変なのに、ましてや先輩もいる、外国人の方もいる、介護する相手のお年寄りもいる、いろいろな人たちがいる職場にいるということは、普通の学生時代の環境とは全く違う環境に置かれるという意味で、専門的な知識だけではなくて、介護の勉強する方たち、学生さんに、早いうちからダイバーシティ&インクルージョンみたいな形で、多様な人材と働くのだというような、そういうキャリアの視点というものもぜひ研修の中身に入れていただけないかと思っております。

以上になります。

○柳川座長 ありがとうございます。



それでは、藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 私からは、介護職の人材不足について2点申し上げていきたいと思います。

1点目は、先ほど資料1で御説明のあった現行の高齢社会大綱における数値目標のところです。3ページに項目6として「介護人材と競合他産業との賃金差」が項目としてあげられており、これが「解消」という結果になっておりました。しかし、賃金差が解消したのは「介護職員の賃金」と「対人サービス産業の賃金」の差であって、全産業の平均賃金ではないわけですね。介護職員の平均月収と全産業の平均月収を比べると約6万円の差があるとされています。

介護職の方が転職を考える場合に、必ずしも対人サービス産業から選ぶとは限りません。当然のことながら、例えばメーカーで賃金が高ければそこに転職する人もいるだろうし、新卒者であればなおさらだと思います。労働力が希少価値になっていく時代ですから、様々な分野で求人が増えていくと思います。そうであれば、この指標は「介護職員の賃金」と「全産業の賃金」の差を比較すべきではないかと思います。これが1点目です。

2点目ですが、これは第1回の検討会でも申し上げた点になります。今後5年間を考えた場合に、介護人材の確保について対応していく必要があるのだろうと思っています。参考資料4の56ページに、これは前々回の検討会にも出ていましたが、2019年度の介護職員数の実績を基準にして、2023年度に必要な介護職員数との比較をすると、22万人差があるわけですね。この差は2025年になると32万人、2040年度になると69万人というふうに広がっていくことが推計されています。

もちろん、第1回の検討会で御意見が出されたとおりに、介護ロボットも使えばいいと思うし、センサー、移動リフトも使っていけばいいと思っています。テクノロジーを大いに使っていくって介護現場の効率化や負担軽減を図っていくべきだろうと思っています。しかし、それだけで今の介護職員の不足が解消されるかという、そうではないだろうと思っています。

また、先ほど御説明にございましたけれども、75歳以上だけではなくて、85歳以上の人数が急激に増えていくことも示されております。介護職員を増やしていくことが一層必要で、介護職の処遇改善に向けた追加的な財源が必要になるだろうと思っています。

この点、現在、介護保険の被保険者は40歳以上になっています。この理由の一つは、40歳頃になると親も介護を要する状態になる可能性が高くなるから、世代間の連帯によって介護を支え合うという介護保険制度の目的にかなっていないということが挙げられています。

一方、今ヤングケアラーが問題になっていますが、介護保険創設当初にはヤングケアラーは視野に入っていなかったと思うのです。ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に子供や若者が行っているという状況です。例えば、こども家庭庁の「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」として日本総合研究所が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」をみると、大学3年生の6.2%が「世話をしている家族がいる」と回答しております。

ヤングケアラーの実態はもっと調査していかなければいけないと思うのですが、ヤングケアラーが一定程度いるという状況の中では、若者も介護保険の被保険者となって、世代間連帯の中での介護の支え合いに参加していくことが考えられると思います。他方で、受給権者の範囲を広げて若者も受給できるようにしていく。こうしたことが検討できないかと思っております。

介護保険があることによって、自分の親が要介護になっても働き続けられるというメリットがあります。また、参考資料4の61ページには、介護による経済損失は2030年には約9兆円になるという点も示されておりました。介護保険の給付が減っていけば、その分、家族が担う介護が増えて働き手が減っていくわけですから、経済面にも大きな影響がでます。親の介護によって働き続けることができなくなる方もいらっしゃるだろうし、一人暮らし高齢者で家族のいない方々は誰に介護を託すのかという課題も生じてくると思います。

したがって、介護保険制度を維持・拡充するために、追加的な財源の確保が必要ではないかと思っております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

お約束の18時になっておりまして、私がしゃべる前にどうしても追加で何かコメントがおありでしたらお伺いしようと思っておりますけれども、よろしいですか。

では、僕も手短かに一言二言お話しさせていただきます。

大変活発な御議論をありがとうございました。それから、厚生労働省の方々も詳細な御説明をありがとうございました。いずれにしても、超高齢化社会における大きな課題として考えなければいけないものがしっかり出てきていると思います。

我々、高齢社会対策大綱の策定ということの中において、厚労省でやられている議論を全て持ち込むわけにもいかないし、その必要もないし、超高齢化社会の問題の全てを織り込むわけにもいかないので、大綱の中で一体何を柱にして、もちろん柱だけではないわけですが、どういうことをまとめていくかということを少し考えなければいけないなと思いつつ伺っておりました。

その意味では、何人かの方がおっしゃったのですけれども、ある種の政策間の連携として何が必要かということですね。この辺りは、厚労省のところでは厚労省の方々がそれぞれ細かく深くいろいろ議論されているわけですが、そこでどうしても抜けるものは政策の連携の部分なので、そういう意味では今日も、教育とか、金融とか、厚労省のところとか、いろいろな連携の話がありましたけれども、どういうところでしっかり連携をつくっていかなければいけないのかということやはり大きなポイントになるだろうし、それを更に広げて、これからこういう社会になっていく中で新たな仕組みづくりとして何が必要かということであれば、介護離職の話は、これも御議論がありましたけれども、単なる介護の話だけではなくて、働き方や我々の意識を大きく変えていかない限り、社会の構造としては回らないのだという意味では、せっかく大綱を御議論いただいているので、

少し大きな仕組みの在り方を考えていく価値があるかなと感じた次第です。ただ、これもあまりにも抽象度が高い話になってしまうと現実的に何も動かないので、そういう意味での大事なポイントを押さえながらということだと思えます。

その点では、私は今日の御議論を伺っていて思ったところは、言い方は悪いのですが、白か黒かではなくて、間の俗に言うグレーゾーンの部分に対してもう少しきちっとしたやり方なり制度を入れ込んでいくことの大事さといいますか、認知の問題も、御指摘あったように、認知症と言って白か黒か、認知症か認知症でないかではなくて、やはり認知機能の低下というのは年齢を重ねるうちにいずれは出てくる、誰でもある程度は出てくる。そういう意味で、それをどこで黒、どこで白と線を引いてしまうかというのは、今の時代においてはやや乱暴な話になってきている。そういう意味では、健康で働ける人と働けない人という基準も単純過ぎるし、介護を受ける人と介護をする人、これも実はかなり乱暴な白黒論なので、我々はある種の超高齢化になっていく中では、そういう両方を行ったり来たりというか、間にある人たちがどれだけしっかり活躍できて、しっかり安全により豊かな形で生活できるようにするのは、もう少し制度の側をいろいろ工夫が必要があるのだろう。この辺りが個人的には非常に大きなポイントかなと思っております。

ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、よろしいですか。自分は言いつ放しで申し訳ないのですけれども。

それでは、時間を超過しましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。長時間にわたり貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして検討会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。